

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（案）

—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—

平成16年12月24日

規制改革・民間開放推進会議

目 次

| | |
|---|----|
| 「第1次答申－官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』－」の決定・公表に当たって・・・・ | 1 |
| Ⅰ. 民間開放推進の横断的手法としての 「市場化テスト（官民競争入札制度）」・・・・ | 5 |
| Ⅱ. 個別官業の民間開放の推進・・・・ | 21 |
| Ⅲ. 主要官製市場等の改革の推進 | |
| 1. いわゆる「混合診療」（保険診療と保険外診療の併用） の解禁・・・・ | 43 |
| 2. 医療法人を通じた株式会社等の 医療機関経営への参入・・・・ | 49 |
| 3. 中央社会保険医療協議会（中医協）の在り方 （医療分野における価格決定のメカニズム）の見直し・・・・ | 53 |
| 4. 医療計画（病床規制）の見直し等・・・・ | 56 |
| 5. 医薬品の一般小売店における販売等・・・・ | 59 |
| 6. 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化・・・・ | 62 |
| 7. 幼稚園・保育所の一元化・・・・ | 65 |
| 8. 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化・・・・ | 69 |
| 9. 学校に関する「公設民営方式」の解禁・・・・ | 72 |
| 10. ハローワークの民間開放促進・・・・ | 76 |
| 11. 社会保険の民間開放促進・・・・ | 81 |
| 12. 人材の国際間移動の円滑化・・・・ | 84 |
| 13. 自動車検査制度等の抜本的見直し・・・・ | 87 |
| 14. 規制の見直し基準の策定等・・・・ | 89 |

(参考資料) 開催経過、委員名簿、専門委員名簿

「第1次答申—官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』—」 の決定・公表に当たって

1. 官製市場の民間開放に関する問題意識

長らく低迷を続けていた我が国経済は、企業部門の体質強化等により、民需主導の緩やかな回復基調にある。この足どりをより確かなものとし、持続的な成長につなげるためには、規制改革を始めとする構造改革を果敢に実行する必要がある。

企業部門の改革に比して行政のそれは遅々としている。縦割り行政の是正や重複・無駄の排除は当然として、経済社会環境が複雑化し、行政需要が変化・拡大する中で、官は、真に官が行うべき必然性がある業務に特化し、官内部における人的資源等の適正配分を達成すること等により、行財政改革の実をあげる必要がある。また、行政サービスは、競争原理が機能しないために、経済社会環境の変化に十分適応できておらず、国民の負担と引き換えに非効率なサービス・提供主体が保護・温存されている。加えて、財政的な制約により、サービスを質量ともに充実することもままならず、長い待ち行列ができる等の弊害が顕在化している。

産業活動に係る規制の緩和・撤廃を中心に始まった規制緩和、規制改革の取組は、約10年を経て、国民の価値観や生活スタイルの多様化、少子・高齢化の進展、就労形態の多様化等を背景に、国民生活により係りの深い分野へと比重が移ってきている。それらの分野の規制は、従来、「社会的規制」という名の下に長年温存されてきた結果、既得権が強固な根を張っている。また、そのような規制のために選択肢を狭められ、高くて質の低いサービス等を甘受させられてきたことにより、本来、改革の旗手であるはずの消費者・利用者にとっても、規制が一種の与件となり、そのことが改革に二の足を踏ませる要因にさえなっている。

本年4月に総理の諮問機関として発足した「規制改革・民間開放推進会議」（以下「当会議」という。）では、上述のような問題を抱えている、国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等公的関与の強い分野（以下「官製市場」という。）の民間開放という、困難ではあるが、我が国経済社会を民主導型へ転換させるための極めて重要な課題に重点を絞って調査審議を重ねてきた。

本日、その成果を「官製市場の民間開放による『民主導の経済社会の実現』」として取りまとめ、ここに答申するものである。

なお、当会議の審議の過程で、今回、関係府省と合意に至った点については、各章の事項ごとに「具体的施策」として掲載した。

2. 市場化テスト等による官業の民間開放の推進

(1) 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札制度）」

当会議としては、「平成16年度規制改革・民間開放推進会議の運営方針」（平成16年4月、9月改定、11月再改定）にもあるとおり、新規性の高い視点・手法等により、一層強力で規制改革・民間開放を推進していくこととしている。

その一環として、国等自らがサービス等を提供している分野（以下「官業」という。）の民間開放を進めるに当たって、多くの先進諸外国において既に実施されている分野横断的な民間開放の手法である「市場化テスト」を導入することとした。同手法は、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

既に当会議の「中間とりまとめ」（平成16年8月3日公表）において、①本年中に、国等の事業について「市場化テスト」（官民競争入札制度）を実施していくに当たり必要となる具体的な入札手続等を定めたガイドラインを策定すること、②平成17年度における試行的導入に向け、本年中にこれに向けたモデル事業の選定を民間提案に基づき行うこととしており、「I」において、これらについて具体的に記述している。

なお、民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行っていく。

(2) 個別官業の民間開放の推進

個別の官業に関して、前身の総合規制改革会議は、「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）において、「民間でできるものは官は行わない」との原則を示した。

当会議では、まず個々の官業を網羅的に洗い出すとともに、「中間とりまとめ」において、それらを国等が引き続き行うことの妥当性について、「民間でできるものは官は行わない」ことを基本に「官で行わなければならない」理由の説明責任を各府省に求め、仮に「官で行わなければならない」場合であっても、「それを公務員自ら行わなければならないか」という視点に立って根底から問い直し、民間開放の可能性を徹底的に追求する姿勢を明確にした。また、民間開放をめぐる議論の中で各府省から提起された民間開放ができないとする理由に対して当会議としての考え方を示したところである。

「II」においては、「中間とりまとめ」において例示的に掲載した81の事務・事業のうち、①給付、徴収業務、②公的施設等の整備・管理・運営、③統計調査、製造等、④検査・

登録、資格試験等の36項目の民間開放（民営化、民間譲渡、民間委託）を提言している。

もちろん、民間開放すべき事務・事業はそれらにとどまるものではなく、引き続き他の事務・事業を含め民間開放の可能性を追求していく。

3. 主要官製市場等における改革の推進

サービスの提供主体が一定の法人等に限定されている等公的関与の強い分野については、総合規制改革会議において、構造改革特区制度という先行的・試行的に規制改革を推進する仕組みを活かしながら、精力的な取組を展開してきた。構造改革特区においては、病院や学校の経営等について、条件付きながら株式会社等の参入が認められる等、徐々にではあるが、民間開放が実現しつつある。しかしながら、それらは限定的なものに止まっており、一段の取組が必要である。

当会議としては、総合規制改革会議が積極的・集中的に取り組んだ「規制改革推進のためのアクションプラン・17の重点検討事項」等を踏まえつつ、「中間とりまとめ」においては、重点検討事項として、いわゆる「混合診療」の解禁、中央社会保険医療協議会の在り方の見直し等医療、介護、教育の7事項を取りあげたところであるが、9月には、これにハローワーク及び社会保険関係業務の民間開放を含め7事項を追加し、以後計14の重点検討事項について、関係府省に対して当会議が有する資料提出要求権の行使、公開討論の実施、関係閣僚と当会議代表者との審議の場の設定等を通じて検討を深めてきた。その結果は「Ⅲ」に掲載しているとおりである。

いずれの分野においても、サービスの利用者・消費者の自由な選択が基本に据えられるべきであり、それを妨げたり、歪めたりしている規制・制度の改革を通じて、官と民との柔軟な組合せや、対等な競争を可能とし、潜在的な需要を掘り起こすとともに、新たな需要を創造していくことが重要である。そうすることにより、民間の創意工夫が発揮される余地が拡大し、それが利用者・消費者の利益につながるという好循環が形成されることが期待される。この点、本答申が、改革を選択することが結局は利用者・消費者の利益につながるとの社会的なコンセンサス作りの一助ともなることを願うものである。

4. 個別分野の規制改革の推進

当会議としては、官製市場の民間開放のみならず、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に対応して、IT、競争政策、法務、金融、エネルギー、運輸、住宅・土地、環境、雇用・労働、農業、流通等個別分野についてもワーキンググループを設置し、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望への対応、新たな課題の抽出等を含めて検討を進めている。

本答申は官製市場の民間開放に重点を絞ったため、それら検討の成果は反映されていないが、これについては、来年2月を目途に追加答申を行う予定である。

1. 民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト（官民競争入札制度）」

【問題意識】

1 「市場化テスト（官民競争入札制度）」の内容及び意義

(1) 「市場化テスト」の概要

「市場化テスト」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みである。すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

同制度は、多くの先進諸外国（米・英・豪等）において、既に実施されているところである。また、我が国の民間企業でも、社内生産と外注生産との費用・便益を比較考量することで、最適な生産活動を行っている。限られた財源の下で、国民に質の高い公共サービスを提供するためには、官業（国（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む）及び地方公共団体の全ての事業をいう。以下同じ。）についても、民と同様の考慮が求められている。

これまで、我が国においては、官業のうち、施設の清掃や警備等の定型的な業務については民間に委託されている場合も多いものの、企画・立案も含めたコアとなる公共サービス分野については、その民間開放はほとんど進展していない。こうした民間委託を超えて、包括的な公共サービスの民営化や民間譲渡等、官から民への事業移管を加速化するための横断的な手法として、市場化テストを適切に導入し、平成18年度から本格的に実施していく必要がある。

(2) 「市場化テスト」の類型

「市場化テスト」は、以下の2つの類型に大別できる。

① 委託先競争型

ある官業の全部又は一部について、その委託を受ける候補先として、官（独立行政法人、特殊法人等）と民との間で競争入札を行うもの。

さらに、委託の内容についても、(ア) サービスの対価たる公共料金の設定等まで含めた包括的な経営全般の管理等委託を受ける場合と、(イ) そうでない業務委託の場合とに細別できる。

② 譲渡先競争型

ある官業の全部又は一部について、これまで当該事業の担い手であった官自身と、譲渡候補先である民との間で、競争入札を行うもの。

この場合であっても、競争入札の結果、(ア) 官が落札する場合と、(イ) 民が落札する場合が想定され、当該事業の担い手であった官において、民営化・民間譲渡といった措置を講ずることが必要となる場合もある。

(3) 我が国におけるこれまでの検討経緯

「市場化テスト」の導入については、これまで以下のとおり政府において検討が進められてきている。

- ① 「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日 総合規制改革会議。これを受け、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日)を閣議決定。)

○ 市場化テスト【平成16年度中に措置】

「市場化テスト (Market Testing) とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点に留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行うべきである。」

- ② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)
「官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定等、民間開放推進のための制度を早期に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。」

これらを踏まえ、当会議は、8月3日に本年度の「中間とりまとめ」を決定・公表し、この中で、「市場化テスト」の導入に向けた基本方針、「市場化テスト」の実施プロセス、今後の検討スケジュール等に関する提言を行った。

「市場化テスト」は、民間開放を横断的に推進する手法であり、小泉内閣総理大臣から

は、本年9月10日の経済財政諮問会議において、「まずは平成17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」との指示があった。また、経済財政諮問会議においては、公共職業安定所（ハローワーク）や社会保険庁が実施している事業について、モデル事業の対象とすべきとの議論もなされてきた。

これらを受け、当会議は、10月18日から11月17日にかけて、モデル事業の対象事業等について、広く民間事業者等からの提案を募集した。その結果、75の提案主体から119の提案が寄せられたところである。（別添参照）

このように多岐・多数の民間提案が寄せられたことは、「市場化テスト」に対する民間の期待が極めて大きいことの証左と評価できる。また、本年11月25日の経済財政諮問会議において、小泉内閣総理大臣から、「この「市場化テスト」、思い切りやってください」との指示があった。

【具体的施策】

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、下記1に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。

また、下記2に示すモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。

なお、今般提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う必要がある。

1 「市場化テスト」に関するガイドライン

本ガイドラインは、「市場化テスト」（官民競争入札制度）のモデル事業を実施し、また本格的導入に向けた制度を検討する上での指針として、市場化テストに関する基本的な考え方を示すとともに、実施に関する一連の手続について、その流れを概説し、それぞれの手続における留意点を示すものである。

なお、市場化テストの今後の検討・実施状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改訂することとする。

(1) 「市場化テスト」の内容及び意義

「市場化テスト」とは、官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組みである。すなわち、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サ

サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。

これまでも、官業のうち、個々の事業については、その民営化等の取組が行われてきた。また、PFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、様々な限界が指摘されている。

このため、市場化テストを新たな横断的取組として実施し、民間開放を適切に実施していく。

(参考：既存制度)

① PFI制度

従来、官が行ってきた、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）について、民間の資金やノウハウ等を活用してこれらを行う社会資本整備の手法として、平成11年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年法律第117号）が制定された。以来、国の事業で17件、地方公共団体等を含めると172件が実施され、一定の効果をあげてきている。

（平成16年11月末現在）

しかしながら、(ア) 国や地方公共団体等の公的主体を「管理者」と位置づけた、いわゆる「公物管理法」に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等については、PFI法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある、(イ) 国や地方公共団体によるPFI選定事業者の選定手続や選定基準が、PFI法の趣旨である民間の創意工夫が発揮できる制度とは必ずしもなっていない、等といった指摘がなされている。

② 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、同年9月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第3セクター等にしか認められていなかったところであるが、平成14年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」としての民間事業者一般にこれを容認したものである。

同制度については、(ア) 地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている、(イ) 公物管理法等との法的整理が行われていないため、全ての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない、等といった指摘がなされている。

③ 構造改革特区制度

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じた規制の特例措置を講じ、構造改革の推進や地域の活性化を図る制度である。平成14年に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）が制定され、以来、475件の特区計画が認定されている。（平成16年12月現在）

同制度については、短期間で規制改革が実現する、民間の提案による規制改革が実現できる等といった効果が指摘される一方、（ア）当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる、（イ）民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成についての提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない、等といった指摘がなされている。

（2）「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。

また、市場化テストの推進母体の在り方につき検討し、必要な措置を講ずることとするが、市場化テストの企画立案・推進のため、内閣府（規制改革・民間開放推進室等）において、企業経営や具体的事業に通じた民間の人材を、平成16年中から積極的に活用する。

① 国の事業についての先行実施

市場化テストの検討対象は、国（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。）及び地方公共団体の全ての事業（以下「官業」という。）とする方向で引き続き検討を深めるが、当面は、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自らの事業を対象とした市場化テストの制度整備を行う。

併せて、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う。

② 民間提案等に基づく幅広い対象事業

市場化テストの検討対象となり得る事業は、全ての官業とする。

対象事業の決定に当たっては、民間事業者等からの提案を、毎年定期的に幅広く受け付け、これらを尊重しつつ、可能な限り幅広い事業を、政府において決定する。

③ 法的枠組みを含めた制度の検討

市場化テストの本格的導入に向け、以下の観点から、法的枠組みを含めた制度の

整備を検討する。

ア 関連する規制改革等

市場化テストの対象となる事業に関して、公物管理法やその他業法・管理法に関する規制の存在等により、民間参入が困難な場合もあり、その際は、所要の制度改正を行う必要がある場合もある。また、官民間の競争条件の均一化を確保することが必要となる場合もある。

したがって、民間事業者等からの提案に基づき官業の民間開放をより効率的に実現するため、(ア) 当該事業の実施を阻害している諸規制の緩和措置や、(イ) 官民間の競争条件の均一化措置等を伴う法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

イ 官民競争を前提とした入札制度

現行の入札諸手続は、官が民から調達することを念頭に置いており、必ずしも官と民との間の競争を想定しているものではない。官民競争を真に実現するため、政府調達協定を踏まえつつ、現行の入札諸手続を規定する法令等について特例措置を設けること等につき、速やかに検討し、市場化テストの本格的導入までに必要な措置を講ずる。

④ 官業に関する情報開示

官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。

⑤ 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備

官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。

(3) 「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点

市場化テストの本格的導入に向けて、国の事業については、以下の諸点を踏まえ制度設計を進める。

① 対象事業の決定

政府において、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、市場化テストの対象とする事業及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革及び官民間の競争

条件均一化措置等) をリスト化し、決定・公表する。

② 官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等

政府において、決定された対象事業について、官民競争入札の実施に関する方針を策定し、これを公表する。

当該方針には、民間事業者等の入札参加に向けた検討に資するように、また、公共サービスの適切な提供を担保するために、例えば、(ア) 対象事業に関する事項(具体的な対象事業の範囲、契約期間等)、(イ) 関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置の内容、(ウ) 落札者選定に関する事項(サービスのコスト削減及び質向上を実現し得る評価基準の具体的な内容、入札参加者の具体的な要件、選定スケジュール等)、(エ) 事業実施に関する事項(契約条件の具体的な内容等)、(オ) モニタリングに関する事項(時期、頻度、具体的事項等)、(カ) 公共サービスの確実な提供の担保に関する事項、(キ) 民間事業者等に開示する情報の具体的な内容、(ク) 官内部における競争上不正な情報交換を遮断するための措置に関する事項を含むものとする。

なお、契約期間は、原則として複数年度とすることが望ましい。

また、民間事業者等の創意工夫が極力発揮されるよう、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、具体的な仕様等の特定については必要最小限に止めるものとする。

評価基準は、客観的なものとし、その本来の目的にかんがみ、サービスの質・価格等に着目した総合的な基準を適用する。

契約条件には、事業実施に当たり求められる具体的なサービスの水準を可能な限り定量的に示すとともに、必要に応じ官民間のリスク分担の具体的な内容等を含むものとする。

各府省は、入札参加に向け検討する民間事業者等から質問があった場合には、これに適切に応ずるものとする。

③ 官民競争入札の実施、結果評価・落札者の決定

各府省は、上記方針に基づき、入札に関する公告を行う。

民間事業者等から質問があった場合には、各府省は、これに適切に応ずるものとする。

民間事業者等及び対象事業をこれまで実施してきた各府省の部局であって入札に参加する意向を持つ部局の責任者は、上記公告を受け、官民競争入札に参加する。なお、官の入札への参加に当たっては、官自らの改善努力を織り込むことも当然認められるが、下記のとおり、官が落札した場合には、民が落札した場合と同様に、落札条件に従って事業を実施する必要がある、モニタリングを受けるものとする。また、当該事

業に要する直接的な費用に加え間接的な費用を活動基準原価計算等の考え方をを用いて適切に算入するとともに、補助金・免税額等についても算入し、官民間で競争条件の均一化が図られるよう措置するものとする。

官及び民の提案は、その内容が認知できない方法により保管される。

また、予め定め、公表した評価基準に従い、落札者を決定し、公表する。

④ 契約の締結、事業の開始等

民間事業者等が落札した場合には、各府省は、上記方針に基づき、当該落札者と契約を締結する。

また、当該事業がスムーズに実施されるよう、官民間及び民間の引継ぎ等を適切に実施する。

落札者が官である場合には、契約の締結は要さないが、その落札条件に従い、当該事業を実施するものとする。

⑤ 継続的なモニタリング

落札者は、定期的に、落札条件・契約条件に基づきサービスを提供しているか否か等についてのモニタリングを受ける。

落札者が官である場合にも、同様にモニタリングを受けるものとする。

また、一定期間後に、再入札を実施する。

⑥ 公務員等の処遇等

民間事業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や、落札した民間の希望等も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを当会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡・調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する。

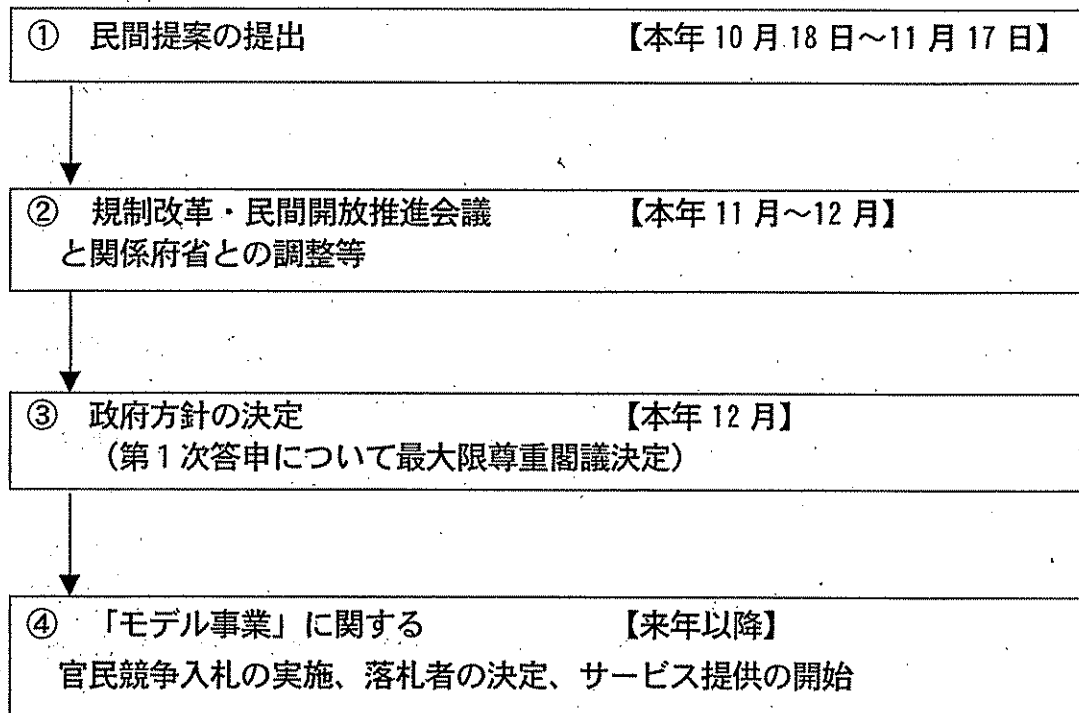
(4) 「市場化テスト」のモデル事業（平成17年度における試行的導入）について

上記(2)及び(3)を踏まえ、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自ら（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。）の事業を対象として、平成17年度にモデル事業を実施する。

モデル事業の対象事業については、本年10月18日から11月17日にかけて、当会議において、民間事業者等からの提案を幅広く受け付けたところであり、これらを踏まえ、下記2掲記の各事業をモデル事業の対象とする。なお、モデル事業の実現のために現行法の改正等が必要な場合には、次期通常国会において、所要の法改正等を措

置する。

(参考 モデル事業の実施プロセス)



- ◇ 上記方針に基づき、改めて官・民からの入札参加者を募り、入札を実施する。
なお、モデル事業については、官が入札に参加せず、民の間だけの競争入札となるものの、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較が可能となり、競争環境が創出されるという、特例的な場合も想定される。
- ◇ 原則として、上記(3)②から⑤を踏まえ、所要の措置を講ずる。
なお、市場化テスト制度の本格的導入に向けて、必要な第三者機関の機能は、当会議が実施する。
- ◇ 落札者の評価・決定に当たっては、公共サービスのコスト及び質を中心に、今回民間提案を提出した民間事業者等に対し、その提案の評価を行う。

2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業

構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、当会議が本年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記に示すモデル事業を平成17年度において適切に実施する。

なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

下記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、当会議が本年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記モデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。

その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。

(1) ハローワーク（公共職業安定所）関連

ア キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施している。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」（国等の設置した施設について、これを民間事業者

等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。)を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。

イ 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

上記アに加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設(1箇所)の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。なお、上記アと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。

ウ 求人開拓事業の民間開放

各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容（講座の設定や運営、施設の有効活用等）については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（2）社会保険庁関連

以下事業について、モデル事業として各5箇所の社会保険事務所、2箇所の年金電話相談センターにおいて実施する。

ア 国民年金保険料の収納事業

国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業（納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施）を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者を提供する。

イ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務が課されている。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。

したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者を提供する。

ウ 年金電話相談センター事業

現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施（平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名）しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。

(3) 行刑施設関連

現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘置所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも試行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

平成16年11月19日

「市場化テスト(官民競争入札制度)」に関する民間提案の募集の受付状況について

規制改革・民間開放推進会議

1. 全体の状況

(1) 規制改革・民間開放推進会議では、平成17年度に実施する「市場化テスト(官民競争入札制度)」の試行的導入の際の対象となる事業(モデル事業)を選定することを目的として、平成16年10月18日から11月17日までの間に、民間事業者等の方々から「市場化テスト」の対象となる事業の提案を受け付けました。

(2) 募集の結果、75の提案主体から、119の提案が寄せられました。

※別紙ご参照

2. 今後のスケジュール

(1) いただいた提案は、規制改革・民間開放推進会議が事業を所管する省庁と調整を行います。調整の経過については、必要に応じて規制改革・民間開放推進会議のホームページ上で公開いたします。

(2) 調整の結果、12月には「市場テスト」のモデル事業の対象を決定します。

<問い合わせ・連絡先>

内閣府 規制改革・民間開放推進室

<主な提案>

1. ハローワーク（公共職業紹介所）関連 → 18事業者、27提案

- (例1) 公設民営型で一つのハローワーク事務所を実施
- (例2) 職業紹介事業と職業訓練事業をセットで実施
- (例3) 中高年者、若年者、管理職等に限定した職業紹介事業等を実施

2. 社会保険関連 → 23事業者、27提案

- (例1) 公設民営方式で一つの社会保険事務所を実施
- (例2) 国民年金保険料等の徴収・適用業務を実施
- (例3) 年金相談業務、受付業務を実施
- (例4) データエントリー事務等バックオフィス業務を実施

3. 行刑施設関連 → 1事業者、1提案

- (例) 既存の行刑施設（刑務所等）の一部運営事業を実施

4. 統計調査関連 → 2事業者、2提案

- (例) 指定統計・承認統計に係る統計調査を実施

5. 会計検査関連 → 2事業者、4提案

- (例) 会計検査院が実施する検査の一部を実施

6. 施設維持管理関連 → 8事業者、12提案

- (例1) 河川、砂防、ダム等の施設管理業務を実施
- (例2) 道路の維持管理事業を実施
- (例3) 国立美術館、博物館等の整備・管理・運営事業を実施

7. 独立行政法人の執行等業務関連 → 3事業者、3提案

- (例1) (独) 日本貿易保険の貿易保険業務を実施
- (例2) (独) 国立印刷局の刊行物に関する編集・印刷等業務を実施
- (例3) (独) 雇用・能力開発機構が実施している公共職業訓練事業等（アビリティガーデ
ン（生涯職業能力開発促進センター））を公設民営方式で実施

8. 中央省庁等のバックオフィス事務関連 → 11事業者、13提案

- (例1) 中央省庁の人事・給与関連事務を実施

- (例2) 公共工事発注機関における図面・文書の保管・検索事務を実施
- (例3) 物品調達に関する電子モールの開設・運用・管理事業の実施

9. その他

- (例1) 国税の徴収に関わる事務を実施
- (例2) 請負工事における監督事務の一部を実施
- (例3) 総務省行政評価局の事業の一部を実施

(注) 単一の事業者から複数の提案がなされている場合もあるため、提案例の事業者数の合計と本資料冒頭の事業者数は一致しない。

II. 個別官業の民間開放の推進

【問題意識】

官業の民間開放について、当会議においては、総合規制改革会議での取組を更に推進・深化させるため、官業の民間開放を今年度からの3年間の重点検討課題として設定し、これを推進するに当たっての基本的な考え方を再整理するとともに、民間開放の対象たり得る官業について、より網羅的に把握した上で検討し、抜本的に民間開放を進めることとしている。また、総合規制改革会議では、官民の役割分担という観点から検討し、「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）において、「民間でできるものは官は行わない」という考えを基本に置いていた。当会議では、このような考えを基本としつつ、本年8月3日の「中間とりまとめ」において、「官で行わなければならない」理由の説明責任を各府省に求め、仮に「官で行わなければならない」場合であっても、「それを公務員自ら行わなければならないか」という視点に立って根底から問い直し、民間開放の可能性を徹底的に追求する姿勢を明確にした。

また、「中間とりまとめ」では、これまでの民間開放についての議論の中で各府省から種々示されてきた民間開放ができないとする理由に対して、当会議の考え方を示した。

さらに、当会議では、民間開放を推進する一つの手法として、競争規律の下、当該事務・事業の市場性・効率性等を客観的に測ることができるようになる「市場化テスト」を活用していく考えである。

以上のような考え方に立ち、「中間とりまとめ」に例示的に掲載した以下の個別の事務・事業を含め、幅広く国等自らがサービス等を提供している分野における各府省所管の個別の事務・事業について検討を行った。

「中間とりまとめ」に例示的に掲載した事務・事業（計81）

国税・地方税その他公金の徴収、若年退職給付、国際文化交流に係る助成金の交付、生活保護の決定・実施、厚生年金業務、国民年金業務、政府管掌健康保険業務、介護保険業務、雇用保険業務、宿泊施設等（森林管理局保養所、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、厚生年金基金センター、国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館）、庁舎、宿舍、会議施設、情報通信システム、防衛施設、行刑施設、港湾、国立公文書館、万博記念公園、自動車保管場所証明手続、登記事務、公証事務、著作権に係る登録、品種登録、農薬の登録、肥料の銘柄登録、工業所有権の登録、鉱業権登録、租鉱権登録、自動車登録、測量業の登録、電気工事士免状交付、統計業務、貨幣の製造、日本銀行券の製造、勲章・金属工芸品等の製造、証券・印刷物・白書その他の刊行物の製造、貿易保険業務、公売物件の鑑定、気

象等の観測、測量業務、日本人船員の育成、酒類の研究その他独立行政法人により行われている研究・研修、医薬品等の製造等に係る承認審査業務、鉱業権設定許可のための審査、宅地建物取引業者免許の審査、農機具の検査、基準器検査、運転免許試験、公認会計士試験、製菓衛生師試験、砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験、航空工場検査員国家試験、計量士試験、司書資格講習、在外公館等に対する監査、国有資産の実地検査、食品表示に係る立入検査等、動植物検疫、検疫、社会福祉法人の業務及び財産の状況の検査、自動車道等の検査、電波監視、家庭用品監視、医療監視、食品等の監視指導、環境衛生監視指導、物損事故の処理、救急業務、競売手続、職業紹介業務、航空管制業務、その他独立行政法人により行われている事務・事業

以上を踏まえ、当会議は、以下の①～④の分類ごとに具体的施策として掲げるものについて、民間開放を進めるべきであるとの結論を得た。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 給付、徴収業務 | (2) 公的施設等の整備・管理・運営 |
| (3) 統計調査、製造等 | (4) 検査・登録、資格試験等 |

以下に記述する「民間開放」とは、a 民間委譲（民営化、譲渡）、b 民間への包括的業務委託、を指す考えである。民間委譲のうち、「民営化」は、従来その業務を行ってきた官の組織体が一体として民間となることを意味し、「譲渡」は、当該業務を民間に譲り渡すことを意味する。

民間への包括的業務委託とは、当該業務を発注する官側が委託に係る業務の内容・範囲、求める成果の程度・水準、委託業務遂行上留意すべき主要な事項、委託業務遂行上の必要な監督、委託業務の成果物の検収等について、委託契約の内容として受託者である民間と取り決めを行って、委託をするものであることは当然であるが、受託をした民間がその創意・工夫を発揮し、より効率的で合目的な成果を提出できるよう、官の関与を可能な限り少なくすることにより「一つの纏まりとしての業務」を委託することを意味する。

民間開放の精神にかんがみて、最も望ましくは、可能なものについて民間委譲を行うということであり、民間委譲が当面可能でないものについては、包括的な業務委託を図るべきという趣旨である。

なお、部分的な業務委託（例、印刷業務、配達業務のみの外部委託等）は、従来も行われてきたところであり、これを今後とも推進すべきことは言うまでもない。

また、以下で各業務について民間開放を求めている場合、その意味するところは、必ずしも官側で民間事業者を探し具体的な民間開放を直ちに行うことを全ての事務・事業につ

いて求めているわけではない。公権力の行使に当たるから、官以外において行なってはならないという既成の観念から離れ、今後、民間から当該事務事業の実施について具体的提案があった場合、その内容について吟味し、必要な条件を満たす場合には、民間開放を行うべきとする事務・事業をも含むものである。

なお、上記民間開放により受け手となる者は、企業を含む民間法人又は個人が考えられる（以下では、総称して「民間」との表現を用いる。）が、これらが特定の法人・個人に偏ることがあってはならない。

さらに、上述による民間開放を積極的に推進するために、各事務・事業について、その業務内容及びコスト構造を開示し、参入を希望するものが適正な判断を行えるようにすべきである。

1 各分類における民間開放に向けた取組

(1) 給付、徴収業務

【問題意識】

給付、徴収に関する業務については、基本的には、一定の基準に基づき決定される個々の給付、徴収事務の処理であり、一般的には政策判断や裁量の余地はなく、民間開放は可能であると考えられる。

給付業務については、財政責任を負わない主体が行う仕組みにすることは、濫給防止の観点から問題があるとの意見がある。しかし、給付基準について明確化し、適切な監督を行うことにより、裁量判断の余地はなくなり、また、濫給は防止できると考えられ、民間開放を行う上での支障とはなり得ないと考えられる。

徴収業務については、a 強制徴収権の行使はいわゆる「公権力の行使」であり、公務員でなければ行えない、b 民間では公平・中立な徴収が行われない可能性がある、c 徴収業務に際しては個人情報扱うことになり、厳格な守秘義務を負う公務員が扱うことが適当であるとの意見がある。

a 強制徴収権の行使はいわゆる「公権力の行使」であり、公務員でなければ行えないとの意見に対しては、公権力の行使の権限をいかなる主体に付与すべきかについては立法政策上の問題であり、必ずしも公務員でなければ行えないものではないことから、制度の仕組み方により民間開放が可能であると考えられる。また、公権力行使の裁量性ゆえに官が行うべきであるとの意見に対しては、そもそも徴収業務に裁量の余地があること自体が問題であること、したがって裁量の余地が極力なくなるように十分なガイドライン化、マニュアル化等を図ることこそが必要であり、このような措置を講ずれば民間が行うことは可能であると考えられる。

b 民間では公平・中立な徴収が行われない可能性があるとの意見に対しては、必要に応じ、法令や契約で担保することにより公平性・中立性を確保することが可能であり、主たる問題点とはなり得ないと考えられる。

c 徴収業務に際しては個人情報扱うことになり、厳格な守秘義務を負う公務員が扱うことが適当であるとの意見に対しては、現在公務員に課せられている守秘義務と同等の守秘義務を法令又は契約で課せばよいと考えられ、これをもって民間開放できないとする論拠にはなり得ない。

上記の意見以外の意見についても、民間開放を否定する定量的かつ具体的な論拠があるとはいえず、給付、徴収業務について民間開放できないとする根拠は存在しないと言わざるを得ない。他方、民間開放により給付、徴収業務の効率性の

向上が期待できることから、給付、徴収に関する業務については、積極的に民間開放を推進すべきであると考えます。

【具体的施策】

① ハローワーク関連業務<「主要官製市場等の改革の推進」10 に後掲>

② 社会保険関連業務<「主要官製市場等の改革の推進」11 に後掲>

③ 地方税の徴収【平成 17 年度以降措置】

地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考えます。

したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進すべきである。

また、使用料、手数料等、公金の一部については民間による徴収が認められているが、地方公共団体の中には、公金全体に幅広く、その徴収を民間に任せることについての要望がある。このような要望を最大限実現するべく、このような公金の徴収について民間の活用を推進すべきである。

④ 貿易保険業務

近年、金融技術の革新、リスク・ヘッジ手法の多様化等、金融や保険を取り巻く環境が変化し、貿易保険事業が当初想定していたリスクのうち、民間保険会社による引き受けが可能と考えられるものが出現してきている。現在NEX Iは、国内損害保険会社3社と業務委託契約を締結し、一部商品を販売委託している。しかし、これらは、NEX Iの既存商品の販売のみの委託である。

さらに、外国における貿易保険の運営体制は多様であるが、先進国においては、NEX Iのような国が関与するエージェンシーや国からの委託として民間保険会社が運営を行うことに加え、民間自らも一部の商品を提供している。

したがって、貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にすべきである。

【平成 16 年度中に措置】

また、組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択性の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、抜本的な見直しを行う。

【平成 16 年度中に着手、可能な限り早期に措置】

さらに、国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退すべきである。

【平成 16 年度以降逐次実施】

⑤ 若年退職給付【平成 17 年度以降措置】

若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ると考えられることから、若年退職給付業務の民間開放を推進すべきである。

(2) 公的施設等の整備・管理・運営

【問題意識】

いまだに国、独立行政法人等が管理・運営する既存の公的宿泊施設等については、民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を速やかに図るべきである。また、類似施設に関しては、再編・統合に向けた検討を行うべきである。

その他の公的施設についても、PFIのより一層の活用を推進するため、PFI選定事業者が行い得ないとされた業務についてもその理由等について厳しく検証し、可能な限りPFI選定事業者が行い得る業務の範囲を拡大すべきである。

また、指定管理者制度の対象は地方公共団体の管理する公の施設に限定されていることから、国や独立行政法人等の管理する施設の維持管理についても同様に民間法人その他の団体への管理委託に関する措置を講じていくべきである。

あわせて、庁舎、宿舍を含め施設については、国際的に見れば、国自らが所有するのではなく、リースを受けている事例が多数あり、また、行政財産については、単年度ごとの経常経費の中でその管理をする方が、より民主的な管理と言える。

したがって、国等の所有する施設については、所有せずに賃借とすることを、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、今後広く進めていくべきである。

【具体的施策】

① 宿泊施設等

ア 保養所等

(ア) 森林管理局保養所【平成16年度中に措置】

職員の静養や会議等の利用を目的とする森林管理局保養所は、現在6施設あるが、利用率は20%を切っている施設がほとんどであり、これら施設の運営を国で行うべき理由は乏しく、全ての保養所について速やかな廃止・売却を進めるための整理計画を策定すべきである。

(イ) 船員保険保養所【平成16年度以降逐次実施】

船員保険保養所は、15年度の事業実績では国内21箇所、国外1箇所が設置されているが、宿泊利用率は43.6%に止まっており、早急な合理化を推進する

必要がある。

したがって、宿泊施設を平成17年度末までに平成13年度の施設数の半数とする合理化計画を着実に実行することとなっているが、施設のほとんどで採算がとれていない状況にかんがみ、当面更なる合理化を図るべきである。

さらに、平成18年度以降についても、関係者間の議論を踏まえ、合理化計画を策定すべきである。

(ウ) 政府管掌健康保険保養所【平成16年度以降逐次実施】

健康保険保養所については、現在国内に21箇所設置されている。政管健保の厳しい財政状況から、今後は、保険料財源を施設整備等に投入せず、平成12年度の閣議決定により、施設の廃止・売却を進めていくこととなっている。厚生労働省では、平成16年度中に整理合理化計画を策定し、平成17年度に設置予定の独立行政法人へ現物出資し、5年を目処に地方公共団体や民間への売却を進めることとしているが、施設利用料では、運営経費のまかなえない施設も多い。

したがって、整理合理化計画を前倒しして実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却すべきである。

(エ) 厚生年金基金センター【平成16年度以降逐次実施】

厚生年金連合会が所有、運営する厚生年金基金センターは、厚生年金基金加入員及び受給者のための研修・保養等を目的とした施設である。平成16年度から全ての経費を利用料収入でまかなうこと（完全独立採算制）とし、国内に2箇所設置されている施設の内、完全独立採算制の達成が見込めない東京年金基金センター「セブンシティ」は、平成16年9月に閉鎖し、売却することとなり、また、京都年金基金センター「らんざん」は、平成16年度から18年度までの3年間の運営状況を見て、判断する方針となっている。

したがって、京都年金基金センターについても、継続的に赤字運営が見られる場合には、速やかに廃止・売却すべきである。

イ. 青少年、女性教育関連施設

(ア) 国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター 【平成18年度中に措置】

国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センターは、研修や体験活動をするための宿泊施設を所有し運営しているが、早急に法人

の統合や施設の管理等の面での民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。

したがって、速やかに、これら3法人の統合を図るべきである。

また、これら3法人が実施している青少年の健全育成を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進すべきである。

(イ) 国立女性教育会館【平成18年度中に措置】

国立女性教育会館は研修や交流をするための宿泊施設を所有し運営しているが、施設の管理等の面で、民間ノウハウの一層の活用により、一層の合理化・効率化を図る必要がある。

したがって、国立女性教育会館が実施している女性教育の振興を目的とした施策の一層の効率化を図るため、施設の維持・管理等の業務について民間開放を推進すべきである。

ウ 庁舎、宿舍等

(ア) 庁舎・宿舍【平成16年度以降逐次実施】

今後行政の用に供する財産の調達については、国所有を原則としてきた従来の慣習にとらわれることなく、当該財産に関する事情を総合的に勘案して所有か賃借かを判断するという平成11年6月の国有財産中央審議会の報告に沿って、国所有の原則を改める必要がある。

したがって、庁舎・宿舍については、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、長期的に行政の用に供する財産についても個別に採算性を正確に試算した上で、調達の方法を所有に限ることなく、賃借も視野に入れて推進すべきである。

また、庁舎・宿舍の維持管理についても、民間開放を推進すべきである。

さらに、庁舎・宿舍の集約立体化等に当たっては、PFI方式の一層の活用を図るべきである。

(イ) 防衛施設（広報施設、倉庫、整備工場等）【平成17年度以降逐次実施】

防衛施設の建設・維持管理の民間委託については、平成16年3月に立川公務員宿舍整備について最初のPFI事業契約が締結され、さらに本年度末には呉史料館整備について事業契約の締結が見込まれている。このような実績及び防衛庁におけるPFI事業活用のメリットを勘案すると、当面次のような分野においてPFI事業による民間開放を推進すべきである。

- ・ 公務員宿舎
- ・ 広報施設（特に新規施設及び機能増大の場合）
- ・ 厚生施設（特に新規施設及び機能増大の場合）

また、今後整備・補給、輸送、教育・訓練、情報処理を始め業務全般について、英国国防省におけるPFI事業による民間開放の事例を参考にPFI事業の可能性追求を行う等により、包括的又は部分的な民間委託を推進すべきである。

エ 行刑施設【平成17年度以降逐次実施】

現在、行刑施設については、その過剰収容が懸案となっており、その解消等を図るため、刑務所等の新設が求められている。また、刑務官による被収容者に対する処遇の改善も求められているところである。

したがって、今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター（仮称）の実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進すべきである。

また、既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例（美祢社会復帰促進センター（仮称））の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進すべきである。

(3) 統計調査、製造等

【問題意識】

これらの事務・事業は、いずれも本質的には官以外においても行い得る事務・事業であるが、規模の大きさ、業務が高度あるいは特殊である等の理由により、市場における十分な供給が必ずしも期待できないとして、これまで主として官が行ってきたものであることから、基本的には、一定の要求水準を示し、当該水準を満たした上で、最も業務を効率的に行える者が行うべきものである。

例えば、紙幣や旅券については、「偽造されない」という要求水準を満たすものである限りは、必ずしも官によって製造される必要はないものである。

したがって、これらの事務・事業については、そもそも国等により行われる必要があるかという点を厳しく検証し、国等が行う必要性がないものについては民間に委譲するとともに、国等が行う必要があるものについても、市場により提供される可能性のある部分については、積極的に民間開放を推進すべきである。

【具体的施策】

① 統計業務【平成17年度以降逐次実施】

統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである。

したがって、指定統計については、国が直接調査等を行っているものを速やかに民間開放するとともに、地方公共団体を通じて実施しているものについても、国と地方の役割分担等について検討し、民間開放を推進すべきである。

また、指定統計以外の承認統計については、既に包括的な委託を受けて民間が実施している調査もあり、極力幅広に民間開放を推進すべきである。

② 酒類の研究【平成17年度中に検討・結論】

酒類の分析・鑑定やその手法開発等の業務については、酒類のアルコール度数等を分析し、どの種類に該当するかという鑑定を適正に遂行する業務であり、酒税の賦課と一体をなすものであるが、一定の分析能力は国公立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関も有している。また、酒類総合研究所は酒類

に関する総合的な研究を行っているが、国公私立の大学、公的研究機関、大手の酒類メーカー等の民間研究機関においても個々の酒類・分野に関する研究は行われているところである。

したがって、酒類総合研究所の組織及び業務について、民間開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議決定通りにその見直しを検討すべきである。

③ 競売【平成17年度中に措置】

競売手続は、実体法上の権利の実現のための必須の執行手続の1つであり、我が国では、専ら裁判所によって実施されているが、米国では、裁判所による司法制度に加え、民間競売制度が広く定着し、司法競売に比して安価で迅速な手続きであると評価されている。

したがって、我が国においても、米国その他の諸外国における民間競売制度についての調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手すべきである。

④ 日本人船員の育成【平成17年度中に検討・結論】

日本人船員に対する船舶の運航に関する学術・知識等の教授等日本人船員の育成は、現在海技大学校、航海訓練所及び海員学校の3独立行政法人が担っており、業務の効率化や合理化とともに、海運業界のニーズに対応した人材育成が重要課題となっている。

したがって、3独立行政法人で行われている英語等のカリキュラムについては、民間開放を推進すべきである。

また、個別的・実践的な実務訓練を充実するとともに、海運業界のニーズが直接反映されるよう、航海訓練所の実技訓練科目については、一般商船におけるOJTを活用すべきである。

さらに、これらの法人については、教育と訓練という2つに再編成する等、その業務の効率化を検討すべきである。

⑤ 救急業務【平成17年度中に措置】

福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。

したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその

解決のための関係機関による検討・協議の場を設けるべきであり、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進すべきである。

⑥ 航空管制業務【平成 17 年度中に措置】

民間航空交通量の増大及び運航の効率化に関する国際動向並びに自衛隊の航空機や装備品の性能向上等による訓練空域等の狭隘化に伴い、空域の有効利用が不可欠であり、航空交通流管理機能に空域管理機能を付加した航空交通管理センター（仮称）の本格運用を開始すべきである。

⑦ 事故処理関係事務【平成 17 年度中に検討・結論】

自動車による物件事故のうち、3分の1程度は、警察官は現場に立ち合わず、事故当事者の出頭により、事故内容の聴取のみで処理されている。また、現場に警察官が立ち合う場合でも、見分実施は、事故全体の2割程度で、検挙等に至る事故は非常に限られており、交通事故の対応を警察官のみに委ねる必要はないと考えられる。最近の我が国では、犯罪が凶悪化するとともに、犯人の検挙率が極度に低下しており、検挙率の低さが犯罪を生むという悪循環に陥っている。いまや検挙率の向上に向けての警察力のシフトは社会的急務であると言える。このため、民間に委託できる業務については、積極的に民間開放を推進すべきである。

⑧ バックオフィス【平成 16 年度以降逐次実施】

バックオフィス（内部管理業務）については、「内部管理業務の業務見直し方針」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。

したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進すべきである。

(4) 検査・登録、資格試験等

【問題意識】

許認可のための審査等については、当該審査項目に政策判断の余地がないものについては民間開放の対象とすべきである。仮に政策判断の余地があるものであったとしても、当該政策判断について、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化し、場合によっては必要最小限の判断業務だけを官に留保すれば民間開放が可能である分野が多いと考えられる。また、そもそも当該審査等が本当に必要なのかということについても併せて検証し、十分に必要性を立証できないものについては廃止する。

また、審査等の業務を含め、登録等に係る業務については、基本的にその事務・事業の中に政策判断が入り込む余地はないことから民間開放は可能である。むしろ、登録等に係る業務は、利便性の向上、迅速な処理、安価なサービス提供等が求められている事務・事業であることから、可能な限り民間開放により競争原理を導入することが必要である。

さらに、検査、検定、監視業務といった監督・監視機能は、「事後チェック型社会」において、競争を効果的に機能させるために必要不可欠な機能である。このため、過剰な又は時代即応性を欠くこれらの業務が行われていないのかという視点でも、たえず見直しを行っていく必要がある。それとともに、社会的に不可欠な機能であったとしても、それが全て公務員によって行われるべきという必然性はなく、民間により適した業務もある。さらに、現状においても、人的リソース等の制約により官が十分にその機能を果たしているとは言えないものも多い。したがって、より少ないコストでより高い機能を得るためには、可能な限り競争原理を導入することが必要であり、その観点から民間開放を推進すべきである。

【具体的施策】

① 検査・登録

ア 自動車関連登録

(ア) 自動車保管場所証明手続【平成16年度中に措置】

自動車保管場所証明事務の委託先の拡大の推進については、平成15年に各都道府県警察に対して周知されているが、委託先は1都道府県当たりについて複数にわたらないことが望ましいとされていたところであり、このことにより特

定の法人以外のものが参入している例は極めて限られている。

したがって、自動車保管場所証明事務の委託先の拡大を図るため、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知すべきである。

- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。
- ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。

(イ) 自動車登録

自動車登録関連業務については、行政上必要なデータとしての「行政登録」の側面と所有権の公証としての「民事登録」の側面があり、行政機関間の円滑かつ効率的な連携の必要性や私人の権利義務に強い制限を及ぼす公権力の行使であることから民間開放が困難であると主張されている。しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで、また、その多くがマニュアル化等により対応が可能である。

したがって、自動車登録関連業務について、更なる民間開放の推進に関して検討すべきである。【平成17年度以降措置】

また、ナンバープレートの付与、検査登録手数料印紙の売りさばきについては、民間事業者からの申請を基に外部委託がなされているが、これらについては、更に民間事業者が公平に参入できるよう措置すべきである。

【平成17年度中に措置】

イ 登記・公証

(ア) 登記事務【平成17年度以降措置】

登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。

しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討すべきである。

(イ) 公証事務【平成 17 年度中に措置】

公証人は、公証人法（明治 41 年法律第 53 号）の規定により法務大臣から任命されるものであり、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）上の公務員ではなく、独立採算で各自がその職務を遂行している。平成 14 年度から公募制度が導入されているが、現在までのところ、民間出身者からの応募は少なく、その任命はされていない状況にある。

したがって、公証人について、各人の適性・能力に応じた選考を行うことはもとより、民間出身者がより応募しやすくなるよう、公募の在り方を見直し、公募制度の一般への更なる周知を図るとともに、実施した試験の概要を公開する等、更なる民間開放の推進に向けた環境づくりを進めるべきである。

(ウ) 工業所有権登録【平成 17 年度以降措置】

特許等、工業所有権の設定登録に関する業務は、特許権等が他の者の利用を排除し、権利侵害について損害賠償請求権を認める等強力な排他的独占権であることから、強度の「公権力の行使」に該当し、高いレベルの公正・中立性や公益的な判断が求められているとの主張がなされており、諸外国においても国自身が行っている。一方、守秘義務や中立性保持義務等を法律上又は契約上課すことで、またマニュアル化等により、一定の民間開放が可能な部分もあると考えられる。

したがって、知的財産戦略本部が定めた中長期目標の達成状況、内外からの制度に対する信頼感並びに現在進展している国際的な制度調和及び審査協力の取組に与える影響、民間企業における受託能力等を見極めつつ、従来技術調査に係る外注件数の増加、株式会社の参入等、工業所有権の登録事務の民間開放に関し検討すべきである。

ウ 農業関連登録

(ア) 品種登録【平成 17 年度中に措置】

品種登録は、出願された品種について、他の者の利用を排除する排他的独占

権がある育成者権を付与するものであるため、高いレベルの中立性及び公平性の担保が求められるものであると主張されている。しかしながら、中立性及び公正性の保持義務を制度上又は契約上課すことによって十分にこれらを担保できるものである。

したがって、栽培試験の委託等、品種登録業務の民間開放を推進すべきである。

(イ) 農薬の登録、肥料の銘柄登録【平成 17 年度中に検討・結論】

農薬の登録及び肥料の銘柄登録については、人畜等に対する危険に関する新たな知見が得られた場合において、回収命令等の措置を速やかに講ずる必要があることから、登録、立入検査、行政処分を一体的に行う必要があり、国又は独立行政法人で行わなければならない、と主張されているところである。

しかしながら、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、登録業務の民間開放に関して検討すべきである。

(ウ) 農機具の検査【平成 17 年度中に措置】

農機具検査は、安全性の確保を主目的として行われているとされるが、全量検査ではなく任意検査に過ぎず、かつ近年年間 300 件前後の農業機械作業中の死亡事故が発生している状況を踏まえれば、検査が機能しているとは必ずしもいえない。加えて、国の関与は、当該検査の指針を示すことにより、国自身が全ての検査を行う必然性はないと考えられる。

したがって、申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進すべきである。

エ 自動車道の検査【平成 17 年度以降措置】

自動車道（専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路以外のもの（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項）の構造及び設備に求められる安全性と、日本道路公団等の管理する有料道路の構造及び設備に求められる安全性は同等のものである。

有料道路についての検査は、既に実質的に民間開放が図られているところである。自動車道の検査についても、同様に民間開放が図られているところであるが、今後も引き続き民間開放を推進すべきである。

② 検疫

ア 検疫【平成17年度中に措置】

検疫業務については、国民の身体、財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であることを踏まえつつ、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により、検疫業務の民間開放を推進すべきである。

イ 動植物検疫【平成17年度中に検討・結論】

動植物検疫業務については、国民の財産を直接侵害するような実力行使を伴う業務であり民間開放になじまないとの主張がある。

しかしながら、公正性、中立性を確保し、業務を円滑かつ適正に実施できるよう事務処理の明確な基準を定め、かつ、民間の資格要件等についての担保措置を整備すること等により対応が可能であると考えられることから、検疫業務の民間開放に関して検討すべきである。

③ 資格試験

ア 運転免許試験【平成16年度中に措置】

運転免許関係事務については、当該試験の実施は法令上委託が可能であるにもかかわらず、仮免許以外の学科試験について外部委託が進んでいない。また、免許更新事務については、公安委員会が認める法人であれば委託可能であるにもかかわらず、特定の法人以外の法人が委託を受けている例は極めて少ない。

したがって、運転免許関係事務の更なる民間開放の観点から、以下のことを明記した文書により各都道府県警察を指導するとともに、そのことを広く一般にも周知すべきである。

- ・ 各都道府県警察の実情に応じ、学科試験その他の全ての業務の実施について、民間開放を推進すべきであること。
- ・ 特定の法人以外の法人が委託を受けている例が極めて少ない状況にかんがみ、当該委託先については、一般競争入札を行うことが望ましいこと。
- ・ 上記による委託先の数については、求められる要件等が満たされているのであれば、各都道府県警察の実情に応じて、競争が最も有効に機能するように定めるべきこと。

イ 砂利採取業務主任者試験、採石業務管理者試験【平成17年度中に検討・結論】

砂利採取業務主任者試験及び採石業務管理者試験は、都道府県知事が行う事業である。しかし、試験問題の作成に関する事務は、砂利採取業務主任者試験については、都道府県砂利採取法連絡協議会から、採石業務管理者試験については、都道府県採石法連絡協議会から、それぞれ骨材資源工学会に委託され、全国一律の試験問題で行われているのが実情であり、全国規模での制度見直しは比較的容易と考えられる。加えて、当該試験は、受験者数の減少傾向が続いていることから、受験者の僅少な都道府県も多く、社会的コスト抑制の観点から早急な見直しが必要である。

したがって、都道府県知事に対して、国と調整を図りつつこれら両試験を束ねた上で、さらにこれら両試験と束ねることのできる類似の試験制度の有無について調査し、民間開放の可能性を検討するよう要請すべきである。

2 国有財産の民間利用の推進

【問題意識】

今後の官業の民間開放に関する国会議の答申が進む中で、民間開放される事務・事業の進行に当たり、必要となる施設等の民間による利活用が円滑に行われるような環境が不可欠である。

近年の法改正によりPFI選定事業者に貸し付ける場合については私権の設定が認められるようになり、また、本年6月には「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」（昭和33年1月7日大蔵省管財局長通知）が改正され、民間が国有財産を使用することができる場合が従前に比して柔軟に解釈、運用できるようになった。

他方、官業の民間開放に当たり、現行の国有財産管理制度が支障となるのではないかとといった懸念があり、これを解消する必要がある。

【具体的施策】

現行の国有財産管理制度を前提としても、以下のとおり官業の民間開放にあたり支障がないことについて、国の機関等に周知徹底すべきである。**【平成16年度中に措置】**

- ・ 国の事務・事業の民間委託の場合には、受託した民間においても、それまでに国の機関が当該国有財産を行政財産として利使用していたと同一の考え方の下で、委託契約の約定に基づき、そのまま利使用することが可能であること。
- ・ 国の事務・事業を民間委譲する場合には、委譲を受けた民間が当該財産を利用する必要がある場合は、速やかに行政財産から普通財産への区分変更をし、売却又は賃貸することが可能であること。

【今後の課題】

当会議としては、民間開放を図るべき事務・事業は、今回、「具体的施策」に掲げた施策にとどまるものではなく、本年度の調査により明らかとなった812項目の事務事業を含め、今後更に幅広く民間開放の可能性を徹底的に追求し、積極的に官業の民間開放を推進していくことが必要と考える。

なお、今年度最終的に関係省庁と折衝を行った41項目のうち、下記の5業務については、担当省庁が当該事務について、更なる民間開放の検討余地が全くないとの主張に終始したため、今回その内容について合意にいたらず、「具体的施策」に掲げることはできなかったものである。

しかしながら、数次にわたるヒアリングを経て、当会議としてはこれらの業務についても民間開放の余地はあると考えているところである。今後、これらの業務も含め、更に幅広い官業について、民間開放に向けた検討を進めていくこととしたい。

国税の徴収

国税の徴収業務について徴税率を向上させることにより国民の不公平感を払拭するためには、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用し、効率的かつ公平な徴収方法を追求することが有効であると考えられる。特に、時効間際の税の徴収について、適当なインセンティブを与えて民間に委託すれば、徴税率の向上に寄与するものと考えられる。また、国税庁が有する徴収ノウハウについては、適当な移行期間を設けることにより民間による修得・実施も可能となると考えられ、さらに税理士等、民間が有する税の徴収ノウハウを積極的に活用することも考えられる。

万博記念公園

独立行政法人日本万国博覧会記念機構が実施している業務のうち、公園の整備・運営に関して行われている業務はその性格上同機構の職員でなければ行えないものではなく民間開放により実施することが十分可能なものである。また、基金に関する業務については、例えば地方財務局において処理することが可能と考えられる。

造幣関連業務

造幣局の行っている業務のうち、金属工芸品の製造については、現に民間においても広くおこなわれ、かつ、すぐれた技術を有する事業者が存在している。したがって、発注者が金属工芸品の発注にあたり、民間と造幣局の競争の結果により選定するような、選定方法の見直しを行うことにより、民間開放が促進されると考えられる。

なお、貨幣の製造については、受託者である民間に要求される資格水準（守秘義務、服

務規律等) や担保方法について検討すべきである。

印刷関連業務

国立印刷局の行う証券、印刷物、法令全書等の刊行物の製造等は、競合する民間でも実施している業務であり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づく「切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等業務の継続の必要性等の検討」について、法律案、予算案等のいわゆる政府文書、官報も併せ速やかに検討すべきである。

なお、日本銀行券の製造・印刷については、偽造防止技術の確保等条件整備の進展を見極めつつ、受託者である民間に要求される資格水準(守秘義務、服務規律等)や担保方法について検討すべきである。

国有財産の实地監査

国有財産の实地監査については、事前準備から实地監査(現地の実態把握)、改善要求に至る一連の事務のうち、国有財産を所管する各省各庁の長に対する改善要求は財務大臣の名で行うのは当然として、その前提となる現地の実態把握に係る事務や改善要求の原案作成に係る事務については、高度な知識を有する民間において処理することが可能であると考えられる。

Ⅲ. 主要官製市場等の改革の推進

1. いわゆる「混合診療」（保険診療と保険外診療の併用）の解禁

【問題意識】

現在、我が国においては、それを禁止する明確な法律上の規定はないにもかかわらず、原則、保険診療と保険外診療の併用（いわゆる「混合診療」）は認められておらず、一連の診療行為の中で一部でも保険外診療を行うと、本来、保険が適用されるべき診療についても保険が適用されず、診療全てについて患者が費用を負担しなければならない。そのため、当該保険外診療が有効であることが明らかで、患者と医師との間で確認と同意がなされている場合であっても、それを断念せざるを得ないという不条理が生じており、別添の「患者の声」にあるように、耐え難い経済的負担を強いられている。

そもそも医療とは患者と医師の自由な契約に基づき提供されるものであり、提供される医療の範囲と保険の適用の有無とは別次元の問題と捉えるべきである。医療保険は、国民の支払う保険料と公的負担を財源として給付されるものであり、どの範囲の医療を保険の対象とするかの問題は、保険に関する政策の在り方として混合診療の問題とは別にそれ自体独立して決定すべきである。したがって、国民が負担能力に関係なく適切な医療を受けられる「社会保障として必要十分な医療」は保険診療として従来どおり確保しつつ、いわゆる「混合診療」を解禁することは十分可能であり、「混合診療」の解禁が国民皆保険制度の崩壊につながるとの批判は的外れである。

これに関連して、厚生労働省は、当会議の照会に対する回答（平成16年10月22日）において、「医療を提供する側とその費用を支払う側との公法上の契約に基づいて成り立っている医療保険について、当該契約の当事者が認めていない診療の一部に対し保険から支払がされることになる場合がある上、安全性の確認できない治療法等が保険給付と併せて提供されることとなり、公的医療保険制度に対する期待と信頼が損なわれることになり、不適當である」とし、保険外診療の安全性を問題にしている。しかしながら、他方、前身の総合規制改革会議からの「保険外診療（自由診療）については患者の健康・安全の観点からの審査は必要がないのか」との照会に対し、厚生労働省からは、「医療については、医師法、医療法、薬事法等により国民の健康の保持、安全の確保等の観点から必要な措置が講じられているところであり、保険外診療であるからといって患者の健康・安全の観点からの審査を必要としないという趣旨ではない」として、保険外診療においても一定の安全性の確保はされているとの趣旨の回答（平成15年4月2日付）を得ている。この回答に基づくと、一定の安全性が確保されている保険外診療と安全性が確認されている保険診療を併用した場合に、何故に「安全性に欠ける」との結論が導かれるのか理解に苦しむところ

である。

直接の当事者であり医療サービスの消費者である「患者」の声も、「混合診療の解禁は国民皆保険制度の信頼性を高める」というもので、厚生労働省の言う「安全性」の理由から、保険診療と保険外診療の併用を禁止まですることは、官の過剰な関与である。また法的に見ても、このような措置は強制加入の健康保険の被保険者たる「患者、即ち国民」の保険契約上の権利を一方向的に侵害するものである。なお、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 86 条で特定療養費制度を設け、「高度先進医療」と「選定療養」について保険診療との併用を認めていることをもって、それ以外は混合診療が原則禁止されているとする「原則禁止、例外容認」の考え方の法的妥当性について今後議論していく必要がある。

厚生労働省の主張する（混合診療を解禁した場合）「有効性や安全性の担保されていない療養が蔓延する」との点については、逆に「誰がそのような療法を行うのか」という点が問題であり、そのような裏づけのない危険かつ有害な治療を行う医師の取締りこそが、保険診療・保険外診療・混合診療のいずれかを問わず、本来求められることである。

一方、患者の視点から見れば、新しい治療法等については、上記に拘らず、その安全性等への懸念も大きいことから、具体的な措置を講じるに当たっては、その点への適切な配慮が不可欠である。

この点、現行の特定療養費制度による対応で十分とする見解があるが、同制度の下で医療技術及び医療機関ごとに個別に承認し、保険診療と併用した場合にその基礎的部分（初・再診料、入院医療等）に保険給付する方法では、手続も煩瑣で時間がかかり、患者の多様なニーズへの迅速な対応や医療現場の創意工夫、医療技術の向上を促すには不十分である。また、本年 3 月には、特定承認保険医療機関において、一定の基準を満たした場合には、個別承認を必要とせず、届出のみにより迅速に新しい医療技術を認める手続の簡素化が図られたが、簡素化の対象となった高度先進医療は、97 技術のうち僅か 20 技術に止まっている。さらに、信用失墜が著しい中央社会保険医療協議会が承認プロセスに関与する体制も見直すべきである。

いわゆる「混合診療」が、これまでのような官の裁量や恣意性が働く仕組みの下ではなく適切に解禁されれば、患者がこれまで全額自己負担しなけりばならなかった診療が、一部公的保険による手当ての下で受けられるようになるため、受診機会と患者の選択肢の拡大につながり、「患者本位の医療」に道を開くことになるものと考えられる。

なお、本件については、去る 9 月 10 日の経済財政諮問会議において、内閣総理大臣から「年内に解禁の方向で結論を出すように」との指示があり、同月末に発足した新内閣の基本方針及び臨時国会における内閣総理大臣の所信表明演説にも同趣旨が盛り込まれたところである。

さらに、12 月 15 日には、内閣官房長官の下、厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間で、いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意に達した。

以下の具体的施策に掲げる各事項は同合意を反映したものであるが、これは、今後の基本的枠組みを示したものであり、当会議として、その具体的施策の内容を早急に明らかにするとともに、履行状況を厳しく監視しつつ実現を促し、必要に応じ提言を行っていく。

なお、当会議としては、十分な情報が開示されることを前提に患者の選択と医療機関の判断により、保険診療と保険外診療の併用を一定水準以上の質の高い医療機関に対して原則・包括的に認めるべきであると考えている。この実現に向けて、当会議としては、引き続き、積極的に取り組んでいく考えである。

【具体的施策】

以下のような改革方策を講ずるべきである。

なお、改革の手順として、まず現行制度の枠組みの中で対応することとし、できるものから順次実施して平成17年夏までを目途に実現する。ただし、国内未承認薬の使用に係る施策については、平成16年度中に必要な措置を講じる。

さらに、現行制度について、「将来的な保険導入を前提としているものであるかどうか」の観点から、名称も含め、法制度上の整備を行うこととし、平成18年の通常国会に提出を予定している医療保険制度全般にわたる改革法案の中で対応する。

1. 国内未承認薬の使用について【平成16年度中に措置】

確実な治験の実施に繋げ、制度的に切れ目なく保険診療との併用が可能な体制を確立する。

具体的には、①確実な治験の実施、②医師主導の治験の支援体制の整備、③追加的治験の導入及び④制度的な保険診療との併用の断絶の解消の措置を講じる。

その際、特に、患者の切実な要望に迅速かつ的確に対応する観点から、以下のような措置を講ずる。

- (1) 患者要望の把握と科学的な評価を行うために新たに設ける大臣設置に係る専門家からなる検討会については、年4回定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催することで、患者要望のある未承認薬の取扱いについては、最長でも3か月以内に結論を出すものとする。
- (2) また、米、英、独及び仏で新たに承認された薬については、自動的に検証の対象とすることで、患者の要望に的確に対応し、おおむね全ての事例について、確実な治験の実施に繋げる。
- (3) 治験において患者に薬剤料等の費用負担を求めるに当たっては、料金が不当に高く

ならないよう、必要な措置を講じる。

2. 先進技術への対応について

【現行制度の枠組みの中で平成17年夏までを目途に実現。平成18年通常国会に法案提出】

必ずしも高度でない先進技術を含め、以下のとおり、医療技術の保険導入のための手続を制度化するとともに、その迅速化及び透明化を図る。

- (1) 医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能な仕組みを新たに設ける。
- (2) 具体的には、
 - ① 新規の医療技術については、厚生労働省は、医療機関から要件の設定に係る届出がなされてから、原則最長でも3か月以内に、大臣設置に係る専門家会議による科学的評価を踏まえ、(ア)支障なし、(イ)中止又は変更、(ウ)保留(期間の延長)、のいずれかを書面により、理由を付して通知することとする。これにより、医療機関から要件の設定に係る届出がなされてから、原則最長でも3か月以内に当該医療技術が実施可能となる仕組みとする。
 - ② なお、審査に慎重な判断を要する場合(例えば、遺伝子治療のように倫理上の問題がある場合等)、担当部局の事務処理能力を超える多数の届出により3か月以内での回答が著しく困難な場合等合理的な理由がある場合には、3か月を超える期限を定めることができることとする。
 - ③ 既に要件が設定されている医療技術については、医療機関は、要件に該当する旨の届出を行うことにより実施することができる。
- (3) また、将来的な保険導入のための評価を行う観点からも、実施医療機関から定期的に報告を求め、保険導入の適否について検討するとともに、有効性及び安全性に問題がある場合等にあっては、当該医療技術の中止等の必要な指示を行うことができることとする。

3. 制限回数を超える医療行為等【平成17年夏までに措置】

- (1) 制限回数を超える医療行為については、適切なルールの下に、保険診療との併用を認める。ただし、医学的な根拠が明確なものについては、保険導入を検討する。
- (2) 療養の給付と直接関係のないサービス等について、保険診療との併用の問題が生じないことを明確化する。

4. 保険診療と保険外診療との併用の在り方について【平成 18 年通常国会に法案提出】

「将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうか」の観点から現行制度を抜本的に見直し、「特定療養費制度」を廃止し、「保険導入検討医療（仮称）」（保険導入のための評価を行うもの）と「患者選択同意医療（仮称）」（保険導入を前提としないもの）とに新たな枠組みとして再構成する。

5. 構造改革特区制度の活用も視野に入れた検討

【引き続き検討。遅くとも平成 17 年度中に結論】

いわゆる「混合診療」の解禁問題については、「基本的合意」において具体的要望のおおむね全てに対応することができるとの認識が示されており、その確実な実施に向けた措置状況を注視しつつ、構造改革特区制度の活用も視野に入れて対応できるものがあるかどうかについて、引き続き検討を行う。

〔規制改革・民間開放推進会議第10回官製市場民間開放委員会（平成16年11月15日開催）における患者団体等からのヒアリングより〕

○ 癌患者 A氏（原発は大腸癌、肝臓、肺に転移。未承認薬のオキサリプラチンを使用。）

- ・ 欧米で当たり前のように使われているオキサリプラチンを使用した場合、日本では、今まで保険適用されていたレントゲンや血液検査の費用も含め全部自費になり、月100万かかる（薬代が30万円程度、治療費が60万円程度。治療費は、混合診療が認められれば、通常保険と同様3割負担で済む）。悩みに悩んだ結果、現在使用している。
- ・ 家族は、治療のためなら、預金を使い果たしても、家を買っても構わないと言うが、それでは、私が亡くなった後、家族が困る。家庭崩壊寸前である。
- ・ 将来的には、保険適用してほしいが、緊急避難的に混合診療を認めてほしい。混合診療の解禁により、国民皆保険制度への信頼は高まると思う。
- ・ 日本人は2人に1人が癌になる。日本の癌医療は欧米より20年遅れている。混合診療を突破口に、日本の癌医療を変えてほしい。

○ 癌患者 B氏（膵臓癌末期で余命3ヵ月と宣告。承認薬のジェムザールを使用。）

- ・ ジェムザールが効かなくなっても、未承認薬を使うには経済的負担が大きすぎて受けられない。ホスピスに行くしかない。薬代20万円程度なら負担はできるが、入院費等まで全額自己負担はできない。家族の負担を考えて未承認薬を使わず亡くなった知人もいる。
- ・ 解禁が年度内だとか、年内などというが、癌患者は1日、1週間という単位で命を削りながら治療をしている。
- ・ 適齢期に結婚し、子供が2人いて、収入も平均的な自分がこのような状況であれば、日本の私と同じような男性は、皆同じ状況になる。
- ・ 混合診療の解禁により、国民皆保険制度への信頼は高まると思う。

○ 癌患者 C氏（2年半前に乳癌発覚、乳房全摘。最近、乳房再建手術。）

- ・ 乳房全摘時に同時再建したかったが、混合診療の禁止でできなかった。手術後の痛みで仕事や日常生活にも支障が出るので、同時再建したかった。
- ・ レセプトで別の病名を書いたり、個室代に治療費を上乗せしたりするなどのテクニックもあるが、できる場合とできない場合があり、秩序をきちんとしてほしい。
- ・ 薬の承認スピードが遅いために、併用する薬の承認も遅れるなど、日本は二重三重に医療が遅れている。
- ・ 混合診療は緊急避難的に認めるべきだが、保険適用までの道筋も明確化すべき。何でもかんでも認めては保険財政がパンクするので、そこも含めて議論してほしい。

2 医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

【問題意識】

民間医療機関の大部分は、同族支配の極めて強い家族的で閉鎖的な経営形態をとっているのが現状である。そのような中、医療機関にとって、銀行借入以外の直接金融方式も含めた多様な資金調達手段を有し、経営の透明性の向上等のための近代的な経営ノウハウを持つ株式会社が医療機関経営に参入することは、医療機関相互の競争の促進を通じて、患者の選択肢の拡大を促すとともに、患者本位の質の高い医療サービスを促進することになる。

こうした観点から、当会議の前身の総合規制改革会議では、官製市場改革の重要検討課題の一つとして株式会社による医療機関経営の解禁を求めてきた。そのような中、構造改革特区において株式会社による参入が認められたが、参入が可能とされる対象は、自由診療（保険外診療）で、しかも「高度な医療等」と、極めて限定的なものにとどまっている。そのような措置を反映した構造改革特別区域法改正法と医療法（昭和23年法律第205号）の特例に係る省令及び告示が、平成16年10月1日に施行され、それを受けて構造改革特別区域計画の第6次認定申請が行われたが、申請はなかった。

株式会社が医療機関の経営に直接参画する手法のほか、質の高い医療法人や株式会社が他の医療法人に出資することにより、その経営を健全化させることができれば、直接参画する場合と同様に、医療機関間の競争促進を通じて良質の医療サービスの提供や患者の選択肢の拡大につながるものと考えられる。

また、こうした方法により、医療機関の大規模化やネットワーク化が進めば、従業員の採用や教育訓練、医療資材の共同購入に当たって規模の経済性を追求することが可能になるとともに、医療スタッフの教育訓練等を通じて医療事故防止等のノウハウを普及させることも容易になり、医療機関の経営の近代化が促される。

さらに、医療機関においては、患者に対し多様で良質な医療サービスを提供するために必要な病院施設の建て替えや医療設備の更新、カルテの電子化等の情報化等のための投資が不可欠となっており、そのために必要な資金調達の円滑化が課題である。医療機関債の発行や診療報酬債権の証券化等資金調達手段は多様化しつつあるが、依然として銀行借入等間接金融が大部分を占めているのが現状である。

上記にもかかわらず、株式会社については、医療法人に出資することは可能であるものの、社員にはなれないのが現状である。厚生労働省は、①開設許可を与えないことができる旨規定する医療法第7条第5項をはじめ医療法に規定する医療の非営利原則、及び②「株式会社は、医療法人に出資は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会におけ

る議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできない」旨の課長回答（平成3年1月17日指第1号 東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答）、を上記に反対する根拠として挙げている。しかしながら、そもそも「開設許可を与えないことができる」という規定を「与えてはならない」という禁止規定と解釈することは妥当ではなく、現に62の株式会社立病院が合法的に存在する事実とも矛盾する。

また、現在、医療法人の社員総会における議決権は出資額にかかわらず各社員1個とされている。その根拠として厚生労働省は「社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する」（「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」昭和61年6月26日各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）を挙げているが、議決権を出資額に応じた個数とすることは、定款により議決権に差を設けることを認めた医療法第68条で準用されている民法（明治29年法律第89号）第65条第3項に基づき、医療法人においても、本来認められて然るべきである。

以上のように株式会社に医療法人の社員としての地位を与え、出資額に応じた議決権の付与を可能とすれば、医療法人へ出資するインセンティブが高まるものと考えられる。

医療機関の過半を占める医療法人の大宗は「持分の定めのある社団医療法人」であり、そこでは、剰余金の配当こそ禁止されてはいるものの、脱退・解散時の出資者の払戻・分配請求権が保証されている。これは、そもそも寄付を前提とした社会福祉法人等の非営利法人とは異なり、出資者の財産権が保全される法人格であるため、実質的に個人企業の形態に近く、現に、税制上も営利法人と同じ扱いを受けている。また、医療法人への個人の出資分は個人財産であることに伴い、当然に相続税の課税対象となっているため、出資者の高齢化や死亡に伴い、医療法人に対する個人出資分の返還請求訴訟も起きている。こうした医療法人の経営の安定性を脅かす問題に対応するためには、現行の個人企業に近い組織を、社会福祉法人等と同様な寄付に基づく非営利法人の形態に転換するか、あるいは個々の出資分を資本市場で流動性をもつ株式の形態に変え、法人への返還請求を防ぐという2つの対応が考えられる。

こうした中で、厚生労働省は、平成18年の医療制度改革の一環として、非営利性の徹底と経営の透明性の確保等を基本的な方向性とする医療法人制度改革を行おうとしている。具体的には、非営利性を徹底した新しい形態の医療法人を創設し、少なくとも株式会社と同等の経営の情報開示や透明性の確保、剰余金の使途の明確化等を前提に、税制上の優遇措置を与えるとともに、他の医療法人への出資を可能とするものである。これは、現行の個人企業の形態に近い医療法人の経営の合理化やネットワーク化を通じた効率的な病院運営の実現に資するものであり、公的病院の民営化の受け皿としても評価できる。一方、こうした新しい形態の医療法人が、質の高い医療サービスの担い手として評価されるためには、単に組織形態を転換するだけでなく、カルテの開示をはじめ患者のニーズに的確に応

えられる体制の整備が必要である。

もつとも、特定医療法人や特別医療法人等、出資者の財産権の放棄を前提とした法人形態を選択することが現状でも可能であるにもかかわらず、その形態を選択する医療法人がごく一部に限られていることは、出資持分のない新しい医療法人形態が創設されたとしても、実質的に営利法人に近い持分のある医療法人が多数存続する可能性は大きい。そのためにも、持分のある医療法人についても多様な資本調達手段への道を開くことによって、医療機関間の競争を促進させ、消費者の選択肢の拡大につなげるこの意味は大きいと考える。

【具体的施策】

医療機関相互の競争を促進し、良質な医療サービスが提供されるよう、株式会社による医療機関経営への参入をはじめ医療機関経営の多様化を促すとともに、医療法人が、いわば家族的・閉鎖的経営から脱し、民主的な手続に基づく透明性の向上、複数の医療法人にまたがるグループ経営の実現、規模の経済性の追求によるコスト抑制等により経営の近代化を進められるようにするため、当面、以下の措置を講ずるべきである。

(1) 株式会社による医療機関経営への参入等医療機関経営の多様化

① 構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和【平成17年度中に措置】

本年10月時点で構造改革特区における株式会社の医療への参入に関する認定申請がなかった原因の少なくとも一端は、対象分野が自由診療でかつ高度な医療に限定されていることにある。構造改革特区制度上、構造改革特区での参入状況に基づき全国展開の可否や参入要件等の評価を行うこととされているが、その評価も踏まえ、構造改革特区における株式会社の医療への参入要件について、その見直しも含め検討すべきである。

② 医療法人から医療法人への出資等の容認【平成17年度中に措置】

現在、医療法人は医療法人に出資することはできないとされているが、医療法人制度改革の一環として、これを可能とするとともに、社員としての地位を与え、円滑なグループ経営やネットワーク化を実現し、効率的な医療提供体制を構築する。

(2) 持分のない新たな医療法人の創設【平成18年の医療制度改革で措置】

現行の医療法人とは別に、非営利性を更に徹底した持分のない真の意味で民間非営利の医療法人を新たに創設するに当たっては、民主的な手続に基づく透明性の高い経営、

個々の医療法人にまたがるグループ経営、規模の経済性の追求によるコスト抑制と医療事故防止等のノウハウの蓄積、さらには資金調達が多様化・円滑化等を通じ経営の近代化を推進する必要がある。このため、新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築すべきである。

また、そのような新しい医療法人については、他の医療法人への出資を可能とし、円滑なグループ経営・ネットワーク化を実現させるとともに、経営上存続できない自治体病院を始めとした公的医療機関の移譲を積極的に受けることによって、地域の効率的な医療提供体制の構築を図るべきである。

さらに、医業経営に限らず、経営は徹底的な情報公開を通じて実現されるものである。特に、医療サービスは住民にとって不可欠な地域の財産であり、このような医療サービスを提供する主体である医療法人の会計状況を始めとする経営情報の公開は、医療法人の信頼を高めるためにも重要である。このため、医業経営の情報公開を積極的に進めるべきである。

3 中央社会保険医療協議会（中医協）の在り方 （医療分野における価格決定のメカニズム）の見直し

【問題意識】

診療報酬、薬価、医療材料価格を決定する中央社会保険医療協議会（以下、「中医協」という）については、既に当会議の前身である総合規制改革会議が「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月11日）において、薬価や医療材料価格の根拠、決定のプロセス等に関する改善策とともに、価格決定や保険導入の過程の透明化・中立化・公正化を図る観点から、その在り方の見直しを提言した。

その後、薬価の算定ルールの見直し、医療材料に係る外国価格参照制度の導入等が行われてきたが、上記答申が指摘したような、その在り方の抜本的な見直しは行われてこなかった。例えば、保険料を負担する側の代表者（支払側委員）と医療を提供する側の代表者（診療側委員）とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整する役割を担い、合意を得るという三者構成は堅持されてきた。また、診療報酬体系が複雑な上に、保険点数の決定において実証的データの裏づけを欠くことが多いため、中医協における審議については、厚生労働省OBを含めた診療報酬体系・制度に精通した一部の委員が大きな影響力を行使し、透明性・中立性・公正性が確保されていないとの指摘もある。また、委員任期の上限が10年と長いこともこの傾向を助長している。そのような中で表面化したのが今回の中医協を巡る贈収賄容疑事件である。

この事件をきっかけに、中医協において、自らの在り方について議論が行われた結果、「中央社会保険医療協議会の在り方の見直し」（平成16年10月27日中医協全員懇談会了解）が取りまとめられた。そこでは、支払側・診療側委員の在任期間の短縮、診療報酬改定結果の検証のための新たな部会の設置等が提言されているが、事件の温床とも言うべき三者構成の堅持が打ち出されるとともに、委員の推薦方法にもほとんど変化がない等、不十分な内容にとどまっている。このことは、不祥事の舞台となった組織が自らの改革を議論することの限界を示すものであり、こうした対応では、中医協に対する国民の不信はますます募るばかりである。今求められているのは、医療サービスの利用者である国民の目線に立った検証であり、改革である。

厚生労働省は、上述した平成16年10月の「見直し」は、あくまでも当面の措置であり、長期的・構造的課題については、引き続きこれに取り組むとしているが、年間30兆円超にも及ぶ国民医療費の配分を事実上左右することになる診療報酬点数等の決定は、それに相応しい公正・中立・透明な組織で決定される必要がある。したがって、国民の信頼を失った中医協の在り方の検討については、中医協自身において行うのではなく、真に中立・公正な立場に立つ者によって審議の上、結論を得るべきである。

そのような観点から、去る12月17日に内閣官房長官の下、厚生労働大臣と規制改革担当大臣との間で、「中医協の在り方の見直し」に係る基本的合意がなされた。以下の具体的施策に掲げる各事項は、同合意を反映したものである。

【具体的施策】

平成16年度中の早期に「中医協の在り方に関する有識者会議（仮称）」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、平成17年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

（1）中医協の在り方の見直しに関する検討の場の設置【平成16年度中の早期に措置】

- ① 内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」の審議を踏まえつつ、厚生労働大臣は、第三者による検討機関である「中医協の在り方に関する有識者会議（仮称）」において検討を行う。
- ② その構成員は、医療団体関係者、労使等の利害関係者以外の有識者とし、厚生労働大臣が内閣官房長官と協議し、任命する。
（注）「有識者会議」は公開とし、常時、厚生労働大臣が出席し、国民に開かれた形で議論を行う。
- ③ また、厚生労働大臣は、「有識者会議」の検討状況を、社会保障の在り方に関する懇談会、経済財政諮問会議及び規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、「有識者会議」の結論を得る。

（2）中医協の在り方の見直しに関する検討

【平成17年夏から秋までに結論。その後可及的速やかに措置】

上記「有識者会議」において、下記事項を含め中医協の在り方の見直しについて検討し、平成17年夏から秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

- ① 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- ② 公益機能の強化
- ③ 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- ④ 委員の任期の在り方

⑤ 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方

⑥ その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

4 医療計画（病床規制）の見直し等

(1) いわゆる病床規制の見直し

【問題意識】

医療計画によって、地域ごとのベッド数の供給量をコントロールする基準病床数制度（いわゆる病床規制）については、昭和60年の制度導入当時の目的であった医療資源の効率的活用としての量的な整備目標の意義が薄れつつある一方で、意欲ある質の高い医療機関の医療サービスの拡充や新規参入を制限し、質の劣る医療機関の既存許可病床の既得権化を生んでおり、医療機関間の競争を阻害し、医療の質の向上を妨げている。

各国においては、医療計画の内容が、量的規制から医療の質に着目した質的規制へ、事前規制から事後規制へと比重が移りつつあり、いわゆる病床規制についても緩和あるいは撤廃する国がある。我が国においても、病院単位ではなく、地域としての連携と継続ケアの重視、入院医療に係る包括支払方式（DPC（Diagnosis Procedure Combination）による診断群別包括支払い方式）導入による入院日数の短縮等、いわゆる病床規制が導入された約20年前とは入院医療をめぐる環境が変わっており、医療計画におけるいわゆる病床規制もそれに応じた抜本的見直しが必要である。

【具体的施策】

- ① いわゆる病床規制については、既存の医療機関の既得権益を保護することによって、新規参入を阻害し、もって医療機関の健全な競争が働かない等患者視点に立ってみると弊害も見られるところである。したがって、医療計画制度における都道府県の役割も踏まえながら、質が低く、都道府県の改善命令に従わない医療機関に対する開設許可の取り消し等実効的な手段によって退出を促すことにより、地域が真に必要とする質の高い医療サービスを提供する医療機関の参入を阻害することのないような方策を検討するべきである。

なお、いわゆる病床規制を撤廃するためには、どのような条件整備が必要かについても検討すべきである。【平成18年の医療制度改革で措置】

- ② 当面は、急性期医療が中心となっている一般病床のいわゆる病床規制は、地域の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算定基準を公正に設定した上で、適正な病床数に管理されるようにし、一般病床が本来の目的に利用されるような状況を実現すべきである。また、療養病床については、近年の介護・福祉施設の充実に伴

い、医療機関における療養病床の果たす役割を見直す必要があることから、介護・福祉施設との関係を踏まえながら、その在り方について検討し、必要な措置を講ずるべきである。【平成17年度早期に措置】

(2) 医療資源の集中・地域連携医療の推進

【問題意識】

我が国の医師数は他国に比して極端に少ないというわけではないが、人口あたりの病床数や医療機関数が他国に比し群を抜いて多いため、医師を含め医療資源が分散している。

【具体的施策】

- ① 限られた医療資源が最適・有効に活用されるよう、医療機関の機能分化、医療人材も含めた地域内の施設・設備の共同利用促進による地域連携等、各都道府県が実効性のある医療計画を策定する上で必要な措置を講ずるべきである。

【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】

- ② 予防、診断から治療、療養、在宅ケア、緩和ケア等、疾病の経過に基づいたシナリオに沿って医療施設が整備され、継続して質の高い医療が提供される環境の整備を図る等、各都道府県において実効性のある医療計画が策定できるよう、医療法他諸法令の規定の見直し等を行うべきである。

【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】

- ③ 医療資源の地域間格差の是正や、へき地問題の解決は、必要不可欠であるとしても、不採算等の理由により、医療機関の任意の協力により解決することは難しい。公的な医療機関の政策医療への機能特化や、民間医療機関に対する公的な支援等、実効性のある医療計画を策定するとともに、都道府県が早期に問題を解消できるような具体的施策を講ずるべきである。

【平成17年中結論、平成18年の医療制度改革で措置】

- ④ 医療計画の策定に際し、政策的な医療を行うよう都道府県知事が指定する公的医療機関及び民間医療機関のいずれについても、政策的な医療に要する施設整備等の

費用に関する都道府県からの資金援助の在り方を見直していくことを通じて、政策医療が円滑に実施できるよう早急に措置すべきである。

【平成18年の医療制度改革で措置】

5 医薬品の一般小売店における販売等

【問題意識】

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。）において、「医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成 15 年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品全てについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする」とされた。

一方、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において、「厚生労働省内に設置された『医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会』における検討結果を受け、この度決定された約 350 品目の医薬品については、薬効成分を変えず、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる」とされたことに基づき、厚生労働省は、平成 16 年 7 月、371 品目（15 製品群）を「医薬部外品」に移行し、一般小売店において販売可能とした。

「基本方針 2003」における決定の趣旨は、あくまで、「薬効成分を変えず、医薬品を医薬品のままで、一般小売店で販売できるようにする」ことにあり、医薬部外品に移行することにより一般小売店で販売を可能としたのは、法律改正をせずに、直ちに実行できる範囲で緊急的に行った、あくまでも当面の措置に過ぎないというのが、当会議の認識である。しかも、このような緊急的措置により、一般小売店で販売可能となった品目には消費者が夜間の緊急用として一般小売店での販売を求めている感冒薬や解熱鎮痛剤等も含まれておらず、消費者から見ても不十分なものととどまっている。「基本方針 2003」においても、安全性の確保とともに「利用者の利便」についての検討を行うこととされており、コンビニエンスストアでの購入にメリットが高く、利用者ニーズも高い医薬品である「解熱鎮痛剤」、「胃腸薬」、「感冒薬」、「整腸剤・下痢止め」等を一般小売店での販売を可能とすれば、消費者利便が大幅に向上するものと考えられる。したがって、「基本方針 2003」の趣旨に従い、厚生労働省において当該「医薬品」の一般小売店での販売についても引き続き検討するのが妥当と考えられる。

そもそも、薬店等において、薬剤師が対面で服薬指導を行っていない場合や、薬剤師が不在である場合が多い。にもかかわらず、これらに直接起因する過量使用や副作用による事故は報告されていない。また、特例販売業や配置販売業においては、薬剤師は配置さえされておらず、別段、服薬指導も行われていないが、そのことを直接の原因とする問題も報告されていない。

このため、仮に、服薬指導に関して、何らかの手当てが必要であるとしても、上述したように薬店等において薬剤師不在あるいは服薬指導なき対面販売が行われている実情や、

薬剤師が配置されていない特例販売業や配置販売業で医薬品販売が認められている現実を踏まえれば、当該医薬品の提供を受ける消費者及び一般小売店の負担を軽減するために、少なくとも薬剤師の配置を義務づけるべきではなく、これらの一般小売店で、情報提供等を求める消費者に対しては、例えば、電話により相談に応じる広域の相談センターを設けること等で足りると考えられる。

さらに、近年の一部医薬品の医薬部外品への移行により、医薬品と医薬部外品との境界が不明確となっている。すなわち、医薬部外品の中には、①平成11年以前から存在した医薬部外品、②平成11年の措置により、医薬品からそのまま医薬部外品に移行したもの、新基準に合致するよう承認事項の一部を変更し医薬部外品に移行したもの、③平成16年の措置により、医薬品からそのまま医薬部外品に移行したもの、等が混在している。

なお、厚生労働省は、平成16年4月に厚生科学審議会に検討部会を設けて、医薬品販売に関し、リスク等の程度に応じた専門家の関与と適切な情報提供の実効性を確保するために、医薬品販売の在り方全般を見直し、遅くとも平成18年の通常国会に薬事法（昭和35年法律第145号）改正等の必要な法案を提出するとしている。

【具体的施策】

（1）医薬品の一般小売店での販売

薬剤師の関与がない特例販売業や配置販売業において、既に販売が認められている医薬品群は、人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品として、リスク管理の必要性が相対的に低いものがあると考えられるにもかかわらず、現行は、約1万3千品目ある一般用医薬品について、一律に、薬局・薬店で薬剤師等の専門家の常時配置、対面による販売が求められている。

このため、一般用医薬品販売制度について、消費者の利便と安全の確保の観点から、医薬品のリスクの程度を評価し、医薬品それぞれのリスクに応じて、薬剤師等の専門家の配置の在り方や専門家の関与における情報通信技術の活用等を検討し、その結論を踏まえて、必要な措置を講ずるべきである。【平成18年通常国会に法案提出】

（2）医薬部外品の定義の再確定

近年の一部医薬品の医薬部外品への移行により、医薬品と医薬部外品との境界が不明確となっている等の問題もある。したがって、医薬部外品の定義について医薬品との対比において再検討し、その議論を踏まえて、必要な措置を講ずるべきである。

【平成18年通常国会に法案提出】

(3) 高度な知識・技術を有する薬剤師の活用

医師の処方せんに対する薬剤師の疑義照会は薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）により法制化されているところである。しかし、薬学教育 6 年制の導入による薬剤師の質の向上を視野に入れ、医師と薬剤師が互いに切磋琢磨して、真に消費者にとって有益になるよう医薬品を提供するとともに、医薬分業を実効性のあるものとするため、医師の処方せんに対する薬剤師による疑義照会、医師の処方への薬剤師による助言・推奨が行われるよう積極的な措置を講ずる。【平成 17 年度検討、平成 18 年度中に措置】

6 施設介護サービスと在宅介護サービスの一元化

【問題意識】

平成12年4月の介護保険制度の施行により、高齢者介護は、行政が介護を必要とする者を選定し、措置する行政処分の制度から、利用者自らが必要なサービスを選択し、その提供主体と対等な立場で契約を結ぶ利用者本位の制度へと転換した。施行後、要介護認定者数は218万人から384万人へ、給付費は3.2兆円から5.5兆円へと大幅に増加しており（いずれも平成12年度と16年度の比較）、高齢化の一層の進展に伴い、介護サービスに対するニーズは、今後、ますます増加、多様化するものと予想される。このような中、利用者が真に必要とするサービスを適切に選択できるような環境を引き続き整備することが重要である。

現在、特別養護老人ホーム（以下「特養」という）等施設サービスでは、家賃、光熱水費、食事提供費（いわゆるホテルコスト等）が介護保険の給付対象となっている。このため特養の利用料は、実質的に月額約4万円、すなわち3食24時間介護付きで1泊千円強という低価格となっており、利用者の負担が極端に少ない。一方、特養とほぼ同様の機能を持つグループホームや特定施設（民間有料老人ホーム等）は在宅サービスと同様、ホテルコスト等は利用者の自己負担となっており、対等な競争条件が阻害されている。このため、利用者の在宅介護等と比べた特養志向が高まり、長い行列待ちの状態が生じている。そもそも介護保険は要介護状態となることへのリスクに対応するためのものであり、要介護状態にあると否とにかかわらず発生するホテルコスト等は、本来、介護保険でカバーされるのではなく、利用者が多様な介護サービスを選択する際の中立性を維持すべきである。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）においては、「在宅と施設の給付範囲の不均衡の是正及び年金との重複給付の調整等を図る観点から『ホテルコスト』、食費等の利用者負担の見直し」を行うとされている。

なお、このような中、厚生労働省は、地域再生のための補助金改革の一環として、現行の特養等への施設整備費補助に替えて地方公共団体が地域の実情を踏まえて策定する小規模・多機能拠点、介護予防拠点等の面的整備計画を支援するための「地域介護・福祉空間整備等交付金」を平成17年度に創設する方針を打ち出している。

【具体的施策】

(1) 介護保険3施設のホテルコスト等の利用者による負担等【平成17年中に措置】

措置制度時代の残滓とも言える「施設と在宅」という二元的なサービス体系を改め、

介護保険3施設のホテルコスト等は基本的に利用者負担とすることで、これらの施設をいわば「介護ケア付き賃貸住宅」とみなし、介護保険の対象をケアサービスに限定すべきである。

そうすることにより、介護される場所に関わりなく、同等のケアサービスには同等の保険給付が行われ、利用者負担の均衡化が図られ、真に居住サービスを必要とする利用者の入所が可能となる。なお、利用者が支払ったホテルコスト等に見合う居住環境、食事内容が確保される必要があり、このうち居住環境に関しては、将来的には個室利用が原則とされるべきである。

また、従来、社会福祉法人への施設整備費補助を通じて、地域の介護施設の新設が抑制されていた状況と比べて、ホテルコスト等を利用者負担とすることにより、多様な施設ケア（介護ケア付き住宅）間の競争条件の同一化が図られることになる。それにより民間企業等の新規参入が促され、競争を通じて質量両面で介護サービスの充実が期待できる。

なお、ホテルコスト等を利用者負担にすることに伴い、通所介護での食事の提供コストも利用者負担とすることが合理的である。

施設か在宅かという二元的なサービス体系を改めることは、ケアサービスと居住サービスを組合せた多様なサービスの提供につながることを期待される。それによって、利用者が家族形態や心身の状況変化に応じて住居を住み替えたとしても、また、自宅以外の場所においても、要介護度に応じた真に必要なケアサービスを継続して利用しながら生活を送ることが可能になる。

(2) 社会福祉法人と民間企業等との間の競争条件の同一化【平成17年中に措置】

ホテルコスト等を利用者負担とすることにより、特養の主たる運営主体である社会福祉法人とそれ以外の経営主体との間の競争条件は現状に比べ対等なものに近づくと考えられるが、従来どおり社会福祉法人に対してのみ国・地方公共団体による施設整備費補助（費用の4分の3）が行われるのでは、上記のような措置を講じてもおお完全に対等とは言えない。そこで、ホテルコスト等を利用者負担とすることを前提に、それを減価償却費に充当することで、現行の施設整備費補助についても見直しを行い、多様な介護施設間の対等な競争を通じた選択肢の拡大とサービスの充実を図るべきである。上述のとおり、施設整備費補助は、地域再生要望を踏まえ、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」に移行予定であるが、競争条件の同一化という観点から、少なくともNPOや株式会社等の民間事業者も社会福祉法人と同様に交付対象とすべきである。その際、老人保健施設及び療養病床の施設建設費用償還分（減価償却費相当分）の介護保険給付についても、同様の観点から見直すべきである。

(3) サービス内容等に係る情報の開示

【平成17年の通常国会に法案提出、18年度から逐次実施】

介護サービスの利用者による適正な選択に資するため、保険給付の対象となるケアサービス、保険給付の対象とならないケアサービスならびに居住サービスの内容、料金等について、サービス提供主体による情報開示を徹底すべきである。その際、公正中立的な第三者がサービス提供主体の開示する情報の内容の確認等を行うことが重要である。なお、当該第三者が行う「確認」は、「評価」ではなく、利用者等が行う評価に資するための事実関係の確認に留めるべきである。

また、民間有料老人ホーム等の特定施設についても、以下の措置を講ずるべきである。

- ① 居室の利用、保険給付対象のケアサービス、食事の提供その他日常生活上必要なサービス等の費用を明確に区分する。
- ② 中途解約で利用者が著しく不利となることがないよう、利用者に対する契約内容の明示（例えば要介護状態となった場合の個室での利用条件、入居一時金の返還金に関する規定等）を徹底する。

7 幼稚園・保育所の一元化

【問題意識】

親の就労形態の多様化に伴い、保育・教育に対するニーズも多様化している今日、それらのニーズに合わせて、柔軟に保育・教育サービスを選択できるような環境を整備することが求められている。しかし、現状ではそのような選択ができないケースが少なくなく、例えば、幼稚園は4時間の開所が基本であり、近年、地域の実情に応じて預かり保育を行う幼稚園が大幅に増えているものの、0歳～2歳児の受入れニーズに応えることは困難である。一方、保育所においては、長時間の保育サービスを中心としており、幼稚園的な教育のニーズに応えることは必ずしも容易ではない。こうしたことを背景に、民間や地方公共団体等からの提案を受け、構造改革特区においては規制の特例措置が設けられ、幼稚園・保育所の合同活動や、幼稚園における3歳未満児の受入れ事業が数多く行われているところである。

また、社会構造の変化とともに、地域社会における育児の補完能力が衰えており、特に都会において孤立した親子の増加が問題となっている。さらに、共働き世帯や父子家庭・母子家庭のみならず、家事・育児に専念している親がいる家庭等についても、一時保育、特定保育等のニーズがあり、これに対する早急な対応が求められている。

地域の実情に応じて、こうした多様なニーズに的確に対応していくとともに、各地において問題となっている待機児童の解消を図るため、既存の幼稚園と保育所の行政・規制を一元化し、これらを有効に活用することが不可欠である。なお、行政がこうしたニーズへの対応を図っていくに当たっては、教育・保育が適正な価格での「サービス」として提供されるべきものであるという観点も重要である。

こうした状況の中で、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施する等、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。」とされたところであり、これを着実に進めるため中央教育審議会と社会保証審議会の合同の検討会議で「総合施設」の在り方等の検討が現在進められている。

「総合施設」の施設設備等については、現行の幼稚園・保育所のそれぞれの施設設備等に関する基準を機械的に当てはめることでは、上記のような多様なニーズに応えることはできない。特に、幼稚園と保育所のどちらか一方のみに課せられている規制をそのまま適用したり、両施設に存在する規制の水準の高い方を機械的に当てはめたりした場合には、

例えば既存の幼稚園・保育所から「総合施設」に転換するケースにおいて、設置者に大きな負担を課すこととなり、「総合施設」の円滑な整備に支障を生じるものと考えられる。

このため、「総合施設」の施設設備等に関する各種規制の水準については、現行の幼稚園と保育所に関する規制にとらわれるのではなく、どちらか緩い方の水準以下とすることを原則とする等、地域の実情に応じて、多様な保育・教育ニーズに柔軟に対応できるようにすべきである。

【具体的施策】

平成 18 年度から本格実施される「総合施設」の施設設備等については、以下のとおりとすべきである。また、構造改革特区において実施されている幼保連携・一体化分野の施設はもちろん、既存の幼稚園・保育所や新設される幼稚園・保育所についても、当該地域のニーズに応じ、スムーズに「総合施設」となれるような仕組みを構築すべきである。

【平成 18 年度の本格実施までに措置】

① 対象者と利用形態

「総合施設」については、0歳～就学前の全ての子供とその保護者を対象とすることを基本に、地域の実情やニーズに柔軟に対応できるようにする。また、利用者が直接希望する施設に申し込み、当該施設が審査・決定する「直接契約」を導入するとともに、一定の所得水準の者に対して配慮を行った上で、利用料は応益負担を基本とする。なお、利用者が施設を選択するために必要な第三者評価や情報公開等の仕組みとともに、特に必要とされる場合には、保育ニーズの高い利用者を優先的に入所させる仕組みを検討する必要がある。

② 開所時間

現行の保育所程度の開所時間を目安とする。ただし地域の実情に合わせて開所時間を柔軟に設定することも可能とする。

③ 施設設備

ア 調理室

幼稚園から総合施設に移行する場合等においては、調理室での調理を必須とすると、改修費が大きな負担増となる。現在でも、分園については調理室を近隣の本体施設と兼用することができ、また社会福祉施設・学校の調理室との兼用を一

部認めている実態からすれば、必ずしも子供全員分の調理を施設内の自前の設備で行う必要はない。例えば、最もきめ細やかな対応が必要な0歳～2歳までの乳幼児の離乳食等を加工するための、家庭用台所程度の設備があり、滅菌等の衛生対応が可能であれば、外部の配食サービスを活用できることとする等、施設において食事を提供する場合について、各施設が受け入れている子供の年齢構成や地域の実情に応じた適切な対応が可能となるような弾力的な仕組みを検討することが必要である。

イ 園庭、職員室

既存の保育園を「総合施設」に移行する場合等においては、幼稚園基準では、園庭は同一敷地内又は隣接に設置することが原則で、職員室は必置とされているため、幼稚園の基準を満たさない場合も想定される。こうした場合には、新たに園庭を確保することは設置者にとっての費用負担が膨大となり、新規の供給が損なわれることから、園庭としての機能を果たす上で支障がない場合には、付近の公園を屋外遊技場として確保すれば足りるとする等、柔軟な対応を可能とする。また、他の用途に利用しているスペースを、職員室としての機能を果たす上で支障がない場合には、職員室として使用することも可能とする。

④ 職員配置

0歳～2歳までの乳幼児の保育を長時間行うためには、保育所の基準（1人の子供に対する職員の比率については、0歳は3：1、1歳～2歳は6：1）が基本となるが、保育サービスの質が維持できることを前提に、地域の実情に応じた効率的で柔軟な対応が可能となるよう検討すべきである。

⑤ 職員資格

「総合施設」において提供される教育・保育内容等を踏まえつつ、幼稚園教諭免許、及び保育士資格のいずれか一つの資格のみを有する者が、採用や業務の従事の際に排除されないこととする。

⑥ 設置主体

既存の保育所を「総合施設」に移行する場合等において、設置主体が学校法人に限定されると、株式会社等の保育園は移行できないこととなり、資源の有効活用が図れないことから、NPOや株式会社等の参入も認めるべきである。

⑦ 地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

「総合施設」の推進に際しては、地方公共団体の実情に応じて監督する行政の一元化が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られるようにする。

8 経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化

【問題意識】

現在、初等中等教育段階の教育サービスの提供は、圧倒的シェアを持つ公立学校と、都市部等では一定のシェアを獲得しつつある私立学校によって主に担われている。公立学校と私立学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく同一の規制を受けており、建学の理念等の抽象的な部分の相違は当然のこととして、教育条件や教育内容等教育サービスの根幹を占める部分において、両者の間に大きな違いはない。

他方、高等教育を含めて学生1人あたりの公的助成額で見た場合には、国公立学校と私立学校との間で大きな差があり、それが授業料の格差にも反映し、私立学校を選択した場合には、その保護者に対して大きな負担が求められている。また、特区で事業が始まった株式会社やNPO法人（Non-Profit Organization：特定非営利活動法人）による学校については、教育サービスの根幹部分において他の形式による学校と大きく重なるにも拘らず、一切の助成が排除されているが、このような極端な不平等は、法の下での平等に反し、実質的な理由のない措置であるといわざるを得ない。

このような中、国民一人一人が希望する教育サービスを享受できるようにするためには、教育バウチャー制度の導入や株式会社等により設置された学校に対する私学助成等の適用により、経営形態が異なるサービス提供主体間の競争条件の同一化をできる限り図っていく必要がある。

教育バウチャー制度は、教育への公的助成の手法として実際に導入した諸外国の例も見られ、我が国においてもその導入を図ることにより、教育サービス分野における学校間の公的助成の格差が是正され、経営形態の異なる教育サービス提供主体間の競争が促進されることにより、豊かで多様な教育サービスの提供が可能になり、生徒や保護者の教育サービスの選択の幅が広がることになると考える。

他方、教育バウチャー制度については、既に導入した諸外国においても、その対象は、所得水準の低い家庭の児童生徒を対象としたもの、障害のある児童生徒を対象としたもの等複数あり、また、バウチャーの形態としても、利用者に対してクーポンを発券するもの、奨学金として個人に対して支給するもの、学生一人当たり授業料に学生数を乗じた補助金が学校に支給されるもの等、その形態は多様である。また、その意義・効果についても、国内外で賛否両論様々な議論がある。

したがって、教育バウチャー制度に関しては、対象とする学校の範囲（公立・私立、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学等）、対象とする生徒・保護者の範囲、交付金額、交付形式（口座方式・生徒数に応じた教育機関への補助方式等）等様々な観点から検討を

行う必要がある。

また、株式会社、NPO法人等により設置された学校に対する私学助成等の適用については、当会議としては、学校の設置主体が株式会社等であるということのみをもって、私学助成等の対象とされず、その分授業料が高くなるとすれば、教育サービスを受ける国民の法の下での平等に反することとなると認識している。そのため、経営形態の異なる学校(国立・公立・私立・株式会社立等)間における競争条件の同一化に向けての当面の措置として、少なくとも構造改革特区によって認められた、株式会社等により設置される学校については、学校法人と同様に私学助成等の対象とすべきであると考えている。

これに対し、文部科学省は、収益の私的分配が行われる株式会社立の学校に対し公的助成を行うことは国民の理解が得られないと主張するとともに、教育の事業に公金を支出するためには「公の支配」に属していなければならないという憲法上の課題を理由に、学校を設置する株式会社等への私学助成の適用については困難であるとしている。

この憲法上の問題については、内閣法制局が、本年5月20日の参議院内閣委員会において、「公の支配」に属する教育事業に関し、「私立学校法による学校法人の解散命令という制度はないものの、それに代わる何らかの代替措置があるということであれば、諸般の事情等も加えて、それは十分に検討の余地がある」旨答弁しており、規制の具体的な組み合わせ如何によっては、憲法第89条の要請する「公の支配」の形態はあり得るという見解を示している。

しかしながら文部科学省は、株式会社等を「公の支配」に属せしめることは、いずれにしても、学校法人に課されているような規制を課すこととなるものであり、一方、構造改革特区における設置主体の特例は、株式会社等のままで、これらの制約を受けることなく学校を設置できるようにする趣旨から設けられたものであるから、助成を可能とするために、このような規制を課すことは、特区において特例を設けた趣旨に反することになると主張している。

このような文部科学省の見解は、学校法人に課されている規制あるいはそれ並みの規制が「公の支配」を満たす唯一の条件であり、その他の組み合わせについては検討の余地がないものとする主張にほかならないのであって、これは内閣法制局の見解とも異なっていると考える。また文部科学省は、政策論として学校法人に対する規制以外の行為規制の組み合わせを採択することが何故に適切でないのかについての合理的論拠をこれまで一切明らかにしていない。

また、そもそも構造改革特区における学校設置主体に関わる規制の特例は、様々な学校設置主体の間での平等を確保する上でのひとつの手段にほかならないものであって、株式会社やNPO法人による学校は、本来他の様々な学校設置主体と助成も含めて平等に扱われるべきである。現実に株式会社やNPO法人のままで学校を設立し、私学助成を得たい

という要望が設置主体から出されているにも拘らず、当事者の意向を無視してその可能性を閉ざす合理的な理由はないものとする。

さらに、憲法第89条の要請する「公の支配」の趣旨は、政教分離を徹底する観点から、公金を宗教教育等に支出しないことを定めたものであると理解しており、「公の支配」の要件としては、公金が宗教教育等に支出されないように規制することで十分であると考えているが、仮に、そのような立場を採用しない場合であっても、上記内閣法制局の答弁を前提に、いかなる行為要件を課せば、「公の支配」の要件が満たされることとなるのかについて実質的な検討を行うことは、競争条件の同一化という観点から十分意義のあるものとする。それにも拘らず文部科学省が、株式会社やNPO法人が一律に助成対象から排除され続けなければならないとの主張を、合理的な論拠なく依然として行っていることはきわめて遺憾であるといわざるを得ない。

なお、株式会社等による学校設置については、構造改革特区における規制の特例措置として、昨年2月に株式会社・NPO法人が学校設置主体となることが認められ、本年4月以降に株式会社立の学校4校が開校しており、それら学校設置会社等と学校法人との間の競争条件の同一化が課題となっている。また、構造改革特区に関する提案募集には、学校設置会社等に対する私学助成等の適用を求める提案が、第1次募集から本年10～11月の第6次募集まで延べ78件寄せられている。

【具体的施策】

教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。

【平成17年度研究・検討開始】

9 学校に関する「公設民営方式」の解禁

【問題意識】

小・中・高等学校段階においては、私立学校のシェアが低く、多様な消費者ニーズに対応されていない。こうした中、特に私立学校の設置が容易でない地域等において、多様な形態の私立学校の設置を促進することは、競争を通じて個性豊かで多様な教育サービスを提供することにつながる。このため、民間の創意工夫を活かし、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営を実現する施策として、「公設民営方式」の解禁は極めて有効と考えられる。

構造改革特区に関する提案募集には、義務教育を含めた「公設民営方式」の解禁を求める提案が、第1次募集から本年10～11月の第6次募集まで延べ73件寄せられている。

本件については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中央教育審議会での検討を開始する（以下略）」とされ、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）にも同様の記述が盛り込まれている。また、昨年9月の構造改革特別区域推進本部において、構造改革特区における規制の特例措置として、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年（注：平成15年）中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる」ことが決定されている。文部科学省では、これを受けて中央教育審議会において検討を行い、平成16年3月に答申を得ているが、学校に関する「公設民営方式」は、いまだ実現に至っていない。

当会議としては、これまでも「公設民営方式」の実現に向けた文部科学省の検討を促すべく、「中間とりまとめ」（平成16年8月3日）等を通じ、その在り方について、

- ① 「公設民営方式」を公立学校と私立学校の間間的な形態と位置付けた場合は、退学処分等処分性のある行為については、その責任を地方公共団体が負う方法
- ② 「公設民営方式」を私立学校の一類型として捉えた場合は、例えば公立学校における退学処分に相当する行為を契約の解除として整理する方法

の2通り考えられると指摘してきたところである。

当会議の指摘等も踏まえ、文部科学省は引き続き制度化のための検討を進めてきたとこ

るではあるが、その過程において、文部科学省は、①「公設民営学校」には様々な方式が考えられるが、その際、公立学校教育と「自主的な建学の精神」に基づき教育活動を実施する私立学校教育との教育制度上の整理が必要であり、具体的には、物的施設を地方公共団体が設置していることのみをもって、それを公立学校と整理することは困難である旨、及び②公立学校における教育活動は、教育課程の編成、入退学許可、成績の評価、課程の修了の認定、卒業の認定等と、日常の指導等が一体のものであり、これらについて、公権力性の有無を明確に峻別することは困難であるとの見解を示す一方で、「民間のノウハウを活用しつつ、地方公共団体のニーズに応じた特色ある公設民営学校を設置するために、学校法人、株式会社、NPO法人等と地方公共団体が共同して設立する新たなタイプの学校法人（公私協力学校法人）」を構造改革特区において制度化する方針を示したところである。

当会議としては、公立学校であったとしても、そもそも入退学等の学生の身分の付与や剥奪を行政処分、すなわち取消訴訟の対象となる行為として位置付けるか、民事上の契約に基づく行為として位置付けるかは、立法政策による選択の問題であり、さらに仮にこれらを行政処分として位置付けたとしても、委託による公設民営方式の場合、最終的な法的責任は委託者たる地方公共団体に帰属すると考える。

今般、文部科学省より提示のあった「公私協力学校法人（仮称）」方式による公設民営学校については、基本的に、校地・校舎を地方公共団体が提供し、また、運営に必要な経費についても必要に応じて地方公共団体が負担を行う一方で、民間事業者等が主体となって地方公共団体が定める大枠に沿った学校運営が行われることとなるものである。また、これまでの構造改革特区における地方公共団体やNPO法人等からの提案に見られる、地方公共団体から校地校舎の提供や運営費の補助を受けつつ、民間のノウハウを活用した既存の公立学校では実現が難しい特色ある学校や、NPO法人等の教育理念を実現する学校を作りたいという要望に応える仕組みとなっている。これにより、私立学校の設置が容易でない地域等において、私立学校の設置を促進することで、民間の創意工夫を活かし、消費者のニーズに柔軟に対応した特色ある学校経営を実現する一つの方式として評価できるものであるが、株式会社にとっては、事業として参画するインセンティブが働きにくい等の不十分な点も残る。

株式会社・NPO法人等に対して契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託させる方式について、文部科学省は、現行の教育制度上の位置付け等を前提とした場合、公立学校としての位置付けのまま委託することは、現時点では困難との立場であるが、当会議としては、今回の「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を通じた教育サービスの多様化を着実に進めつつ、引き続き検討していく必要があると考える。

【具体的施策】

「公私協力学校法人」方式による教育サービスの多様化【平成17年中に措置】

文部科学省の提案による公私協力学校法人による公設民営学校については、a 設立に当たって資産要件に関する都道府県知事の審査を行わず、特区地方公共団体の長の審査をもってこれに代える等の特例が設けられる点、b 同地方公共団体が、学校の設置に必要な校地・校舎等の基本財産を無償又は廉価で貸与又は譲渡するとともに、毎年度、学校運営に必要な経費を助成する点において、教育サービスへのNPO法人等の参入を容易にする効果がある。一方、民間のイニシアチブや創意工夫の発揮が阻害されるおそれや、公費の支出を受ける法人としての適切な運営が確保される上で留意すべき点も存在することから、特区において導入する場合にも、以下の点に留意すべきである。

- ① 公設民営方式の地方公共団体にとっての意義は、多様な教育ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすることにある。このため、「公私協力学校法人」にあっても、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生徒・保護者の満足度が十分に高いものであるとともに、運営等に当たって公私協力学校法人に対して支出される公的資金はできるだけ効率的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるように使われることが望ましいこと。
- ② 「公私協力学校法人」に参加する民間主体の選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、公正な審査により行われることが必要であり、教育サービスに関する品質と地方公共団体の財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、地方公共団体やその住民にとって最も有利となるような主体が選ばれる必要があること。
- ③ 「公私協力学校法人」方式による公設民営学校は、あくまでも私立学校の一類型として設立されるものであり、「民間のノウハウの活用」を導入の目的としている以上、その運営にあたり地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切に反映されると同時に、NPO法人等の自由な創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される制度とすること。

- ④ 「公私協力学校法人」の適切な運営を確保する観点から、財務、経理、カリキュラム、入学選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営全般に関する情報の公開を徹底するとともに、保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大限重視する制度とすること。
- ⑤ 「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の適切な使用を確保する観点から、地方公共団体の政策意図の実現が十分になされない場合や、生徒や保護者の評価を得られない運営がなされる場合には、地方公共団体から設立時に出資、譲渡その他提供をした財産等については、地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者のモラルハザードが生じないように配慮される必要があること。
- ⑥ さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採ることによって協力を解消できるようにすること。

なお、契約に基づき公立学校の運営を包括的に管理・運営委託する方式については、行政事務の民間委託の基本的な在り方等に関する考え方の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

10 ハローワークの民間開放促進

【問題意識】

ハローワーク（公共職業安定所）は、無料職業紹介事業、雇用保険関連事業等を実施する国の機関であり、全国の職員数は約 24,000 人（うち半数が非正規職員）、うち約 15,000 人の職員（うち非正規職員は約 9,000 人）が職業紹介に関わる業務に従事している。

近年、中・高年ホワイトカラーや若年失業者の増加等、失業者の質が多様化するなかで、ハローワークにおいても、総合規制改革会議及び経済財政諮問会議における議論や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）を踏まえ、民間のノウハウを効率的・効果的に活用するための取組に努めてきているが、ハローワークによる求職・求人のマッチングは、必ずしも効果的に実施されていないとの指摘もある。また、民間出身で短期間しか雇用されない非常勤職員が、個別相談的な業務や求人企業の開拓業務を行っており、こうした官が雇用する民間出身者の比率が急速に高まり、常勤の公務員数に匹敵する水準に達している。このような非常勤の民間人活用の仕組みが、十分なインセンティブメカニズムを有しているか、どれだけ職業紹介に結びついているか、またそのためにかけられた費用の全体像についての情報は、十分に開示されていない。また、職業紹介については、教育・訓練事業と一体的に実施すべきであるが、民間とは異なり、国の公共職業訓練事業はハローワークと独立の事業であり、両者の連携をより緊密にし、実効をあげる必要がある。さらに、公共職業訓練事業については、求職者の選択に基づき訓練コースを決定する制度や個々の職業訓練の民間委託が進められてきているが、求職者のニーズに対応したサービス（メニュー・受講時間等）となっていないとの指摘もある。

他方、職業紹介や職業訓練に関わる民間事業は、既に成長・発展してきている。

民間の有料職業紹介事業者は、企業が必要とする求人を、求人企業の費用負担の下、求職者には原則として無料でマッチングサービスを提供している。その意味では、官民のどちらがサービスを供給する主体であっても、その事業は、求職者にとっては無料の職業紹介事業であることは変わらず、職業紹介費用の負担者が国か企業かの違いに過ぎない。

今後とも国が公務員を用いて自ら行う全国的な無料職業紹介事業を維持するか、それとも、既に知見・ノウハウを有する民間事業者の力を活用して抜本的な民間開放を行い、サービスのコスト削減・質向上を目指していくかの選択が迫られている。

このような状況の下、「規制改革の推進に関する第 3 次答申」（平成 15 年 12 月 22 日総合規制改革会議）では、『職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進』として、以下のとおり指摘している。

「公共職業安定所（ハローワーク）については、その基本的な機能とサービスの質を維持した上で、民間委託の更なる拡大に加え、公設民営方式等の導入、独立行政法人化、地方公共団体への業務移管等、その組織・業務の抜本的な見直しについて、検討を進め、結論を得べきである。なお、ハローワークについては、求職・求人のマッチング率が必ずしも高くないとの指摘もある。」

【具体的施策】

（1）ハローワーク関連事業の民間開放の一層の推進【平成17年度中に措置】

上記を踏まえ、雇用のミスマッチの更なる縮小を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）関連事業（職業紹介事業及び職業訓練事業等）については、有料職業紹介や職業訓練等で優れた知見・ノウハウを有する民間事業者等の力を積極的に活用することとし、民間企業から就職支援アドバイザーの労働者派遣を受け入れる等、さらに民間開放を進める。

（2）「市場化テスト」の実施【再掲】

経済財政諮問会議において、ハローワーク関連事業について「市場化テスト」（官民競争入札制度）のモデル事業（平成17年度における試行的導入）の対象とすべき旨議論されており、小泉総理からは、市場化テストについて「まずは17年度に試行的に導入するモデル事業を成功させていただきたい」との指示が出されていることを踏まえ、民間事業者等からの市場化テストに関する提案を踏まえ、下記の取組を、市場化テストのモデル事業として適切に実施する。【平成16年中に対象事業を決定、平成17年度中に実施】

ア キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施している。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最

大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。

イ 若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」

上記アに加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設（1箇所）の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。なお、上記アと同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。

ウ 求人開拓事業の民間開放

各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト（モデル事業）の対象とする。

エ アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放

「アビリティガーデン」（生涯職業能力開発促進センター）は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。

民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業（職業紹介等訓練修了者

を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。

なお、具体的な職業訓練の内容(講座の設定や運営、施設の有効活用等)については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。

【今後の課題】

当会議としては、以下のとおり考えている。

① ハローワーク関連事業の抜本的な民間開放の推進

ハローワーク関連事業については、サービスの質向上及びコスト削減を目指して、既に知見・ノウハウを有する民間事業者等の力を最大限活用し、抜本的な民間開放(包括的民間委託)を行うべく検討を深め、速やかに結論を得るべきである。

② 市場化テストの本格的導入に向けた検討の深化

ハローワーク関連事業については、上記モデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。

他方、当会議が本年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、ハローワーク関連事業に関する提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。

また、上記モデル事業は、その特定の機能に注目した民間開放にとどまっており、公共職業安定所単位での無料職業紹介事業を本格的に市場化テストの対象とするには至っていない。

このため、下記を中心に、市場化テストの本格的導入に向け、引き続き検討を深め、速やかに結論を得るべきである。

○ ハローワークの「公設民営」

特定の一のハローワークが実施している原則全ての事業を、契約上の守秘義務等を課した上で、知見・ノウハウを有する民間事業者等に一括して民間開放(包括的委託等)する。(市場化テストの対象とし、官民間の競争入札によって、どちらがサービスの質・コストの面で優れているか、国民の目に見える形で客観的に

検証し、職業紹介事業等の実施主体を決めていく。)

11 社会保険の民間開放促進

【具体的施策】

社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険及び船員保険の適用（加入、保険料減免等）、徴収、年金相談、給付、情報管理等を行う等、社会保険運営の根幹に関わる重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、保険料徴収、事務・事業における効率化等にインセンティブが働かず、長期にわたりその質的向上の努力を怠ってきた。その結果、国民年金保険料の納付率が63.4%（平成15年度）と未納率が上昇し、また社会保険庁職員1名当たりの被保険者数等の格差が最大3.4倍となる等非効率な運営実態や、窓口サービスの低下、安易な保険料使用、不祥事等、数々の問題が起こっている。

一方、今後更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しくなることが予想されていることを背景に、国民の社会保険制度に対する不信は増大している。加えて、その実務を担う社会保険庁に対する不信も増大している。

このような中で、国民年金を中心に徴収率を短期間に向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

それには、上記のような多大な課題を抱える社会保険事業を適正かつ透明で効率的な運営へスピード感をもって変革する必要がある、社会保険庁の在り方やその事務・事業について抜本的な見直しが不可欠である。

したがって、以下について早急に実施すべきである。

○ 民間開放の一手段としての市場化テストの実施

【平成16年中に対象事業を決定、平成17年度中に実施】

社会保険庁の事務・事業について民間開放を推進する手段として、「市場化テスト（官民競争入札制度）」を活用する。当会議が行った市場化テストの民間提案募集において、社会保険関係の提案が社会保険事務所の公設民営等、23事業者、27提案寄せられた。

来年実施する市場化テストのモデル事業については、以下の事業において、各5箇所の社会保険事務所、2箇所の年金電話相談センターにおいて実施する。また、今回対象とならなかった事業を含め、業務全般を視野に入れつつ、市場化テストの対象事業とすることにつき検討していくべきである。

なお、必要に応じて構造改革特区制度を活用するものとする。

(1) 国民年金保険料の収納事業

国民年金保険料の納付率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業（納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施）を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。

(2) 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務が課されている。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。

したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。

(3) 年金電話相談センター事業

現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施（平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名）しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。

【今後の課題】

(1) 社会保険業務・組織全般の抜本的見直し

社会保険庁自身による現在の改革は遅々としているとの指摘があるが、社会保険事業の効率性を向上させるためには、適用から給付にわたる全てを現体制で実施するには限界がある。他方、社会保険の事務・事業において、少額債権の回収を始めとする民間事業者のノウハウが活用できる分野は多い。

したがって、「民でできることは民へ」を實踐すべく、徴収率の向上、業務の効率化、国民本位のサービスを実現するため、社会保険庁の行う全ての事務・事業について民

間開放（包括的委託）を行うべきである。

また、民間開放を促進しつつ、業務を効率化し、社会保険庁の組織・定員を大幅に縮小した上で、民営化、他の行政機関との業務の統合、公設民営方式の活用等も含め、その組織・在り方全般について、抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 今回の市場化テストのモデル事業の対象とならなかったものの、今後対象とすべき事業の実施

次年度行われる市場化テストのモデル事業の対象は、国民年金保険料の収納業務等3事業に留まった。市場化テストの本格的導入の際には、民間事業者等からの提案を重く受け止め、少なくとも以下事業について早急に実施すべきである。

① 社会保険事務所単位での包括的な民間開放（公設民営型）

社会保険事務所が実施する国民年金、厚生年金保険、政府管掌健康保険等事業に係る適用・徴収・給付手続業務及びこれに付随する相談業務を、事務所単位で包括的に市場化テストの対象とする。

② 国民年金保険料徴収の滞納処分を含めた包括的な民間開放

国民年金保険料の徴収率を効率的かつ短期間で向上させるためには、未納者への督促・督促業務と強制的に実施する滞納処分業務の密接な連携を図る必要がある。平成17年度実施の市場化テストのモデル事業では、滞納処分における財産差押の決定等については社会保険庁で実施することになるが、当該業務も含め、国民年金保険料の収納業務を包括的に市場化テストの対象とする。

12 人材の国際間移動の円滑化

【具体的施策】

21世紀を迎え、経済のグローバル化の進展により、モノ・カネ・サービス・情報の国際間の移動が積極的に行われるとともに、これらに付随して、「ヒトの移動」も活発化している。このような中で、経営・研究・技術等の分野における高度な専門的知識及び技術を有する外国人の獲得競争が世界的規模で激化している。我が国が高度な専門的知識及び技術を有する外国人の受入れを促進することは、我が国経済の活性化や持続的成長のために必要な戦略であるとともに、外国人からのサービスを受ける我が国国民にとっても有益である。

我が国では、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進していく」という方針の下、IT技術者等における在留資格要件の緩和が図られているところである。しかしながら、現状は、専門的・技術的分野であるにもかかわらず事実上外国人の受入れがなされていない分野が多く存在することや、安定的地位を付与する永住許可に関する制度が不十分であると言わざるを得ない。当会議の前身である総合規制改革会議の第3次答申（平成15年12月22日）において指摘された事項についても、これら外国人を受入れる環境が整備されたとは言い難い。

したがって、以下の施策を早急に措置するとともに、その他の分野等における専門的知識及び技術を有する外国人を獲得するための施策もあわせて推進していくべきである。

(1) 外国人医師・看護師の円滑な受入れ等

我が国における外国人医療従事者の受入れの現状は、医療における国際技術協力や、FTA交渉で相手国が要請しているため等の理由により一部解禁されているのみで、限定的な受入れにとどまっている。しかしながら、今後は、より一層医療技術を進歩させ、我が国国民が質の良い医療を受けることを可能にすることや、市場規模も大きく、雇用の受け皿としても期待される医療産業の更なる発展を図るため等の観点からも、積極的にこれら外国人を受入れていく必要がある。そのためには、入国管理の規制等を見直し、外国人医師・看護師の円滑な受入れを実現していくべきである。

したがって、以下の施策を早急に講ずるべきである。

① 我が国の国家資格を有する外国人医師・看護師の就労制限の撤廃

我が国は、「専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進していく」との方針が採られているものの、医療分野については不十分である。

現在、我が国の医師・看護師の国家資格を有する外国人医師・看護師については、

医師は、研修目的で6年までの在留若しくはへき地による勤務に制限され、看護師も研修目的で4年までの在留に制限されている。

したがって、我が国の医師国家資格を有する外国人医師について、研修として業務に従事する形態ではなく、他の就労資格と同等の位置付けとして、当該分野の国内労働市場及び医療提供体制の合理化への影響を勘案し、外国人医師移入の急増に対し受入れ枠の設定等適宜必要な措置を講ずることも考慮しつつ、我が国医師と同様の役割を担わせるべく、上記の就労制限を撤廃すべきである。

【平成17年度中に措置】

また、我が国の看護師国家資格を有する外国人看護師についても、当該分野の国内労働市場への影響等を勘案し、外国人看護師移入の急増に対し受入れ枠の設定等適宜必要な措置を講ずることも考慮しつつ、我が国看護師と同様の役割を担わせるべく、上記の就労制限を撤廃若しくは在留可能な期間を延長する等の措置を講ずることについて早急に結論を得るべきである。**【平成17年度中に結論】**

② 外国人医師の協定に基づく受入れに関する要件緩和【平成16年度中に措置】

昨年、構造改革特別区域推進本部決定及び対日投資会議決定、規制改革・民間開放推進3か年計画を受けて、相手国において我が国医師の受入れがない場合においても、当該国の外国人医師を受入れる旨の通達が発出された。しかしながら、当該外国人の受入れに当たっては、都道府県医師会等の意見を予め聴取しなければならない等の要件が課されていることもあり、参入が進んでいない。

医師会等診療及び調剤に関する学識経験者の団体からの意見を聴取せずとも都道府県知事からの要請に基づき当該外国人医師を受入れられるようにする等、要件を緩和すべきである。

(2) 安定的な地位を付与するための永住許可制度等の見直し

我が国が国際間の人材獲得競争に打ち勝つためには、高度な専門的知識及び技術を有する外国人が腰を落ち着けて事業に専念できる環境を整備していく必要がある。昨年の総合規制改革会議第3次答申において、ア 永住許可・不許可事例の早期公開、イ 永住許可要件のガイドライン化等を指摘したところであるが、現状では、これら外国人が長期安定的に事業等を行うために必要な環境が整備されたとは言い難く、恣意性、裁量性を排除し、「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」の基準を明確化する必要がある。

したがって、以下の施策を早急に講ずるべきである。

① 永住許可・不許可事例の公開の充実【逐次実施】

総合規制改革会議答申等を受けて、法務省は、5年以上の在留実績により我が国への貢献が認められ永住を許可した事例の紹介を不許可事例もあわせてホームページ上で公開し、随時更新することとしているが、許可事例、不許可事例共に公開している事例が少数である。

したがって、永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を充実させていく（例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等）べきである。

② 永住許可要件のガイドライン化【平成16年度中に措置】

永住許可、不許可事例の紹介のみでは、永住を希望する外国人の当該許可に関する透明性が確保されたとは言いがたい。昨年の総合規制改革会議答申において、今年度中に永住許可要件に関するガイドラインを策定し、公表すべきであることを指摘したが、本ガイドライン策定及び公表に当たっては、以下の点を踏まえ、可能な限り裁量性を排除すべきである。

ア 永住許可要件としての「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」に関するガイドライン案について、各分野における専門家、有識者、外国人等からの意見を広く聴取しつつ策定する。

イ 我が国が積極的に専門的知識及び技術を有する外国人を受入れていくことを示すため、ホームページ等で公表し、あわせて英語等外国語訳も作成する。

13 自動車検査制度等の抜本的見直し

【問題意識】

自動車の検査制度については、かねてより国民負担の一層の低減の観点からの見直しについての提言を続けており、総合規制改革会議の第3次答申では重点検討事項の1つとして、下記の問題意識から提言を行った。

自家用自動車の保有については、現在、1世帯当たり1.10台、1人当たり0.43台（平成15年3月末現在）となっており、毎年増加している。また、運転免許保有者数も7746万人（平成15年末）で、ここ数年、毎年100万人程度増加している。これらの状況にかんがみれば自動車の検査及び定期点検制度は一般国民の日常生活に密接にかかわる問題であり、安全確保と環境保全の観点からのみならず、国民負担の一層の軽減の観点からも常に見直しを図っていくべきである。

しかしながら自家用乗用車の車検有効期間については現在、初回3年、次回以降2年とされているが、この規制緩和については、その制度の発足（昭和27年）以来51年間で、昭和58年7月に初回の車検有効期間が2年から3年に延長されたほか、平成7年に車齢10年超のものについて1年から2年に延長されているのみである。

また、平成7年の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の改正により、自動車の保守管理（点検・整備）については故障を含め使用者の自己責任によるものである事が法文上、明確になっている。

さらに諸外国の制度との比較では欧州で初回4年（EU指令に基づく最長車検有効期間）としている国もある等、我が国より長い有効期間を設定している国もある。

また、本事項については、総合規制改革会議の第3次答申において、「安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断する為の調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずるべき」とされ、本年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」として、この旨が閣議決定されている。

これらを踏まえて、国土交通省においては、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検討が進められていると承知しているが、当会議としては、早急に、自動車検査制度等についての抜本的な見直しが必要と考えている。

【具体的施策】

車検有効期間については国民負担の一層の低減等の観点から不断の見直しが不可欠と

考えており、有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、速やかに所要の措置を講ずるべきである。【平成16年度中に取りまとめ、以後速やかに措置】

14 規制の見直し基準の策定等

【問題意識】

規制に関する基本ルールについては、当会議の前身に当たる総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）において言及したとおり、「行政手続法」（平成5年法律第88号）、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）や「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）等により行政手続の透明性の向上や規制の質の向上が図られてきたところである。

しかしながら、規制改革を一層進展させるためには、従来の個別分野・事項に着目した「規制改革」という手法に加え、規制そのものに対する分野横断的な見直し基準を策定し、これに基づいた見直しを推進していくことが必要である。

規制は、その導入時には、社会的なニーズを背景として、相応の検討を経て設けられるものであるが、その後の社会経済情勢変化の中で、その意義や必要性が低下したにもかかわらず見直しが行われないような場合には、多くの問題・弊害を引き起こすことは、上記第3次答申においても言及されている。

当会議は、上記の問題意識の下、規制の必要性・合理性等を迅速かつ客観的に議論・判断していくため、あらゆる規制についての分野横断的な見直し基準を策定し、これによる抜本的な見直しを推進する必要があると考える。

【具体的施策】

（1）規制の見直し基準の策定【平成17年度中に措置、以降逐次実施】

当会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。

① 見直し基準の性格

参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。

② 見直し基準の策定の視点

見直し基準の策定は、次の視点に立つて行う。

- ・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。
- ・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。
- ・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。
- ・ 手続が簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。
- ・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。
- ・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。

上記のほか、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）に示された視点に立つ。

③ 見直し基準の策定の手順

我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。

④ 具体的な措置

上記③にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準（廃止、法令化等の基準）、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準（廃止等の基準）が考えられる。

これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、当会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項（集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。）の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。

(2) 規制影響分析(R I A)の義務付けに向けた取組の推進【平成16年度以降逐次実施】

見直し基準の策定及び策定された見直し基準に基づく規制の見直しに当たっては、現在関係府省において試行的に実施している規制影響分析(R I A : Regulatory Impact Analysis)の手法を活用することが重要と考えられる。

当会議においては、総務省と連携してこれを推進しており、「規制影響分析(R I A)の試行的実施に関する実施要領」を策定し、各府省の取組の促進を図っているところである。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野におけるR I Aガイドラインの策定に取り組んでいるところである。

各府省は、当会議及び総務省と連携しつつ、R I Aの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組むべきである。

また、総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、当会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なR I Aの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるべきである。



参考資料

| | |
|--------|---|
| 開催経過 | 1 |
| 委員名簿 | 3 |
| 専門委員名簿 | 4 |

平成16年度規制改革・民間開放推進会議開催経過

【規制改革・民間開放推進会議】

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第1回 | 4月12日(月) | 今後の審議に向けて |
| 第2回 | 4月27日(火) | 本年度の会議の運営方針について |
| 第3回 | 7月26日(月) | 中間とりまとめ素案審議 |
| 第4回 | 8月3日(火) | 中間とりまとめ案審議・決定 |
| 第5回 | 9月9日(木) | 規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について、今後の推進会議の進め方について |
| 第6回 | 10月12日(火) | 「重点検討事項」等の検討状況等について |
| 第7回 | 11月22日(月) | 関係団体等ヒアリング、年末の答申に向けた今後の進め方について |
| 第8回 | 12月6日(月) | 答申素案審議 |
| 第9回 | 12月14日(火) | 答申案文審議 |
| 第10回 | 12月24日(金) | 答申案文決定 |

【官製市場民間開放委員会】

- | | | |
|-----|-----------|--------------------------------|
| 第1回 | 5月20日(木) | 委員間の意見交換 |
| 第2回 | 6月23日(水) | 日本医師会との意見交換 |
| 第3回 | 6月28日(月) | 文部科学省との意見交換 |
| 第4回 | 7月8日(木) | 中間とりまとめの方向性について |
| 第5回 | 10月22日(金) | 「いわゆる「混合診療」の解禁」に関する厚生労働省との意見交換 |
| 第6回 | 10月29日(金) | 厚生労働省との意見交換 |

- 第7回 11月8日(月) 文部科学省との意見交換
- 第8回 11月9日(火) 厚生労働省との意見交換
- 第9回 11月12日(金) 厚生労働省との意見交換
- 第10回 11月15日(月) いわゆる「混合診療」の解禁についての関係者
(患者団体等)からのヒアリング

※ 横断的検討テーマごとに官製市場民間開放委員会の下にワーキンググループを設置(横断的手法、官業民営化等、主要官製市場改革)。答申までの間に計34回開催(有識者ヒアリング、省庁ヒアリング、論点整理等)。

規制改革・民間開放推進会議委員名簿

| | | |
|------|-------|--------------------------------------|
| 議長 | 宮内 義彦 | オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 ・グループCEO |
| 議長代理 | 鈴木 良男 | 株式会社旭リサーチセンター取締役会長 |
| 総括主査 | 草刈 隆郎 | 日本郵船株式会社代表取締役会長 |
| | 八代 尚宏 | 社団法人日本経済研究センター理事長 |
| 委員 | 神田 秀樹 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 黒川 和美 | 法政大学経済学部教授 |
| | 志太 勤 | シダックス株式会社代表取締役会長 |
| | 白石 真澄 | 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 |
| | 南場 智子 | 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役 |
| | 原 早苗 | 埼玉大学経済学部、青森大学経営学部非常勤講師 |
| | 本田 桂子 | マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ・ジャパン プリンシパル |
| | 矢崎 裕彦 | 矢崎総業株式会社代表取締役会長 |
| | 安居 祥策 | 帝人株式会社取締役会長 |

(平成16年12月現在)

※ 委員は50音順

規制改革・民間開放推進会議専門委員名簿

〔企画委員会〕

富田俊基 株式会社野村総合研究所研究理事
福井秀夫 政策研究大学院大学教授

〔官製市場民間開放委員会〕

安念潤司 成蹊大学法学部教授
大橋豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授
富田俊基 株式会社野村総合研究所研究理事
橋本博之 立教大学大学院法務研究科教授
福井秀夫 政策研究大学院大学教授
美原融 株式会社三井物産戦略研究所
プロジェクトエンジニアリング室長

〔国際経済連携ワーキンググループ〕

榎本行雄 行政書士
金城清子 津田塾大学学芸学部国際関係学科教授

〔教育・研究ワーキンググループ〕

安念潤司 成蹊大学法学部教授
大沼安史 青葉学園短期大学教授
NPO教育ネット代表理事
教育改革リサーチ研究所代表
福井秀夫 政策研究大学院大学教授

〔医療ワーキンググループ〕

阿曾沼元博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
長谷川友紀 東邦大学医学部公衆衛生学講座助教授

〔福祉・保育ワーキンググループ〕

池田省三 龍谷大学社会学部教授

〔雇用・労働ワーキンググループ〕

小嶋典明 大阪大学大学院高等司法研究科教授

〔農業・流通ワーキンググループ〕

柏 雅 之 茨城大学農学部教授

〔住宅・土地・環境ワーキンググループ〕

浅 見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター教授

北 村 喜 宣 上智大学法学部教授

福 井 秀 夫 政策研究大学院大学教授

〔基準認証・資格制度ワーキンググループ〕

安 念 潤 司 成蹊大学法学部教授

大 橋 豊 彦 尚美学園大学総合政策学部教授

(平成16年12月現在)